
平成24年3月22日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 鈴木春光君

副委員長 千葉伸孝君

委員 高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者
兼出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一 清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三 郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅 久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏 克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和 之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝 明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知 樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏 明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達 朗 君
教 育 委 員 長	阿部 東 夫 君
教 育 総 務 課 長	芳賀 俊 幸 君
生涯学習課長	及川 庄 弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝 助 君
事 務 局 長	佐藤 広 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 德 憲 君
-------	----------

農業委員会部局

事 務 局 長	高橋 一 清 君
---------	----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 広 志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝 志

午前10時00分 開会

○委員長（鈴木春光君） 皆さん、おはようございます。

当初予算審査特別委員会6日目でございます。休会を挟みましての委員会でございますけれども、本日もよろしく活発なるご審議お願いいたしたいと思っております。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出がありますので、これを許可しております。

3月19日に引き続き、議案第33号平成24年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

お手元に配付されてありますひころの里の収支報告書が提出されておりますので、報告書に対し伺うことがあればお願いいたしたいと思っております。三浦委員。

○三浦清人委員 22年度の指定管理の明細書がけさ配付になりまして、拝見いたしました。総体820万の収入、800万の支出ということで、大半が人件費あるいは電気代、それから警備保障費ということになっておるようです。せめて指定管理料と同じくらいの収入といたしますか、あればいいなという感じをいたしました。もう少し頑張ってもらって、管理料ぐらいの利用料金あるいは食堂、売店などで収入をしていただければなという感じがいたします。

そこでその差し引き残高が22万5,000円になっております。この22年度の収入を見ますと、21年度の収支の差し引き残というのが繰り越しとして入っていないようです。ですから、21年度はゼロだったのか、あるいはマイナスだったのかわかりませんが、差し引いて残った収入、支出残金をどのような処理しておるのか。21年度はなかったのかどうか。この22年度も22万5,099円というのが差し引き残高で残ったのですが、剰余金といたしますか、この処分はどのようにしているのか、そのお話を聞いていませんか。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 大変申しわけありません。21年度の数值までちょっと思慮及ばないでしまいました。承知しておりません。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 21年度のものが22年の収入に入っていないということになりますと、ゼロだという解釈にしかならないわけですがけれども、この22年度の残高22万5,000円が、当然23年度の収入の部で繰越金ということで入るものという解釈でよろしいですか。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 指定管理制度が、基本協定の中で5年協定となっているのですけれども、その5年目が22年度でしたので、最終的には指定管理制度運営をして残った残金部分については、指定管理者のほうに収入として残るというふうに理解しております。

指定管理制度上は、最終的に上がった利益につきましては、町のほうに返すということにはなっておりませんで、指定管理者の収入として処分するということになっておりますので、22年度の決算の上で残った分は指定管理者の収入という扱いになろうと思います。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 支出で賃金が約500万。何人ぐらい働いているのか。常時何人で、忙しいときは臨時も使うのかなと思いますけれども、何せ売り上げ81万です。売り上げがあれば食堂でしょうから、食堂の仕入れなども、本当は原価があるけどそんなものもないし、どういうふうにそれらがなっているのか。食堂で賄うものはどこから持ってきているのか。それから、賃金の関係、この2点わかれば。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、何人でその賃金が支払われているのか、あるいは働いているのかというところのご質問についてお答えしますが、表が明細書で、裏のほうに人件費の内訳としてございます。①、②、常勤体制維持賃金というのと臨時事業業務賃金とに分けてございますが、まず常勤体制のほうは、基本3名で運営をしております。町との協定の上では2名以上という条件で協定を結んでいます。この2名というのは、当初町で直営をしていたときに、受付とお客様の案内をする上で、2名は最低必要な人数ということで張りついていた人数でございますが、サービスの向上のなどの目的で現在は3人を基本として体制を敷いているということでもあります。そのほかに、夏場草が生えたり、あるいはイベントがあるたびに人員をふやさなければいけないというときに、さらに人数をふやして対応していると。指定管理者は7名で構成するひころレディースという組織でございますので、その7人が交代交代で、通常であればその3人の常勤体制を維持しているという状況でございます。

③の部分は、そのほかに、そのほかといいますのは指定管理者である7名のほかに、イベントなどのときに、あるいは教育旅行の体験授業の受け入れなどのインストラクターなどの役割として地域のご婦人方、シルクレディースというもともと体験のインストラクターをやっていた地域のご婦人の方々がいらっしゃいますが、この婦人団体の方々に協力をいただき、その謝礼相当分を一応賃金として区分して合算してございます。それぞれ①、②、③のところにそれぞれの区分ごとの人件費も記入してございます。なかなか個別一人一人といいます

と状況が違うものですから、一応常勤体制は414万5,000円の人件費を7人で勤務状況に応じた配分をしているということでございます。

食堂の決算の関係でのご質問でございますが、食材費等については記載がございませんというご指摘ですが、実際その食材の供給は、ひころレディースの方々が地元の食材を使って出すということで、それぞれ自分たちでつくった農作物あるいは地域の方々がつくった農産物を仕入れて、そして調理して出すという方法で、その利益の中から収入として計上されているということでございます。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 食堂の仕入れ、地元の方々がつくったものを仕入れていると。仕入れているんでしょう。無料なのかどうか。地元のものだけでは間に合わないんじゃないですか。

それからこの賃金のほうも、お客さんがいないのに常時3人必要あるのかどうか。その辺も今後、これは22年度だから、23年度はまだ悪いと思います。

私は、この災害によって、見直すべき点が多々出てきているんだろうなと思いますので質問しているわけです。町長もそういうことを言っているんですから。見直すべきものは見直して、とんでもない歳入不足の時代が今後やってくるんじゃないかなと思っましているいろいろ質問しているわけです。終わります。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、第6款商工費までの細部説明質疑が終了しております。

引き続き、第7款土木費103ページから108ページの細部説明を求めます。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行っていただきたいと思っます。

それでは、担当課長の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは、7款土木費を説明させていただきます。ページは103ページでございます。

1目の土木総務費でございますけれども、この比較減については人件費の調整でございます。

次に、104ページ、19節の負担金補助及び交付金、払川ダム建設促進協議会負担金とございます。払川ダムの見通しでございますけれども、ことしの5月のコンクリート工事がおおむね終了する予定でございます。10月までに電気設備、それから機械設備、小さな管理棟も建てる

のですけれども、そういったものが完了いたしまして、11月から湛水試験、いわゆる水をためる試験を行います。それで25年の3月に計画どおり完成ということで、25年の4月から管理開始というふうな予定になっております。

次の道路橋梁総務費でございますけれども、これも人件費の調整でございます。各種負担金等を計上してございます。

続きまして105ページ、2目の道路維持費でございますけれども、この維持費につきましては町道の除雪あるいは維持修繕、こういった費用を計上してございます。

続きまして106ページ、3目の道路新設改良費、15節の工事請負費でございますけれども、これにつきましては浸水域以外の新設改良をこれから検討していきたいと考えております。河川費については特にありません。

都市計画費、2目の公園費でございますけれども、都市公園として、現在、上の山の都市緑地、それから東山公園の2カ所を今管理してございますので、この管理費を計上してございます。

続きまして108ページでございます。住宅費の住宅管理費。町営住宅については、11団地138戸の管理費を計上してございます。それから、14節の使用料及び賃借料、敷地借り上げ料でございますけれども、これは現在使用している8団地分でございます。それから、2目の住環境整備費、13節の委託料でございますけれども、木造住宅耐震診断業務委託料、これは5件を予定してございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、7款土木費の質疑に入ります。質疑どうぞ。三浦委員。

○三浦清人委員 7款の土木費の質疑ということでございますが、先般、副町長に、NHKの写真の流出関係で調査、原因といたしますか、どういう形でNHKのほうに流れたのかということで質問いたしておりました。できればこの会期内にといたしますか、その結果をお知らせしていただきたいと。先般5日か6日ぐらい前、お話をさらにまた聞いたところ、間もなく判明するみたいな話でありましたので、会期、きょう終わるかどうかわかりませんので、ですから、その辺、調査の結果が出ておるのであれば、この場でお話をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご質問の関係については、ほぼ終了してございますので、後ほど委員

長のほうともその報告の時期等については相談をさせていただいた上で、現時点までの部分については説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 それをお話するのは、改めてやるということですか。資料か何かで出すんですか。口頭であれば今でもいいんじゃないですか。いつやるんでも、別に問題ないと思えますけど。今できないのか。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） よろしいでしょうか。

では、これまでの経過については担当課長をして説明をさせたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、先ほどの防災対策庁舎屋上での画像の件につきまして、副町長の命を受けましたので、一応広報の担当官ということもありますので、復興企画課のほうで町職員、昨年3月の時分、ベイサイドアリーナに本部があった時期のことになりますけれども、当時の記憶をたどりながら町職員や消防職員の何名かから聞き取りを行いましたので、その内容につきましてご報告申し上げたいと思います。

まず、町職員の安否確認のために最初にメモリーカードの確認をベイサイドアリーナの災対本部内で行ったのが、3月20日前後でございました。その後、3月の月末にかけて2回ほど確認をいたしております。ただ、その間、災害対策本部には不特定の職員も出入りしておりますので、その実数については、現段階では把握できない状況でございます。また、事務室内には、震災直後ということもありまして、各報道機関がテレビカメラを持って入ってきたことがありましたし、また、ベイサイドアリーナのスタッフ、それと民間ボランティア、警察職員、宮城県の職員、病院職員やDMAT等も多数出入りしておりましたので、不特定多数の人が画像を開いたときに見る機会がなかったということは、明確に言えない状況であります。もし開いている最中に、別なメモリーカードをパソコン上の差し入れるいとまがあったとすれば、データの流出は、もしかするとその時点であったかもしれないということでございます。

しかし、町で保管しているメモリーカードにつきましては、適正に保管されておまして、その後3月の下旬、3月26日にこちらに職員が越してまいりましたけれども、その後のメモリーカードの管理も適正になされております。

また、これまでNHKを含めまして、マスコミに対してデータを提供した事実はございませ

んし、今回NHKがどのような形で入手したかということにつきましては、全く不明でございます。

以上、当課で確認した内容についてご報告申し上げます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうしますと、今のお話ですと、だれがデータを見たかわからないということですか。不特定多数が出入りしたから、その中で見られた可能性がある。こちらからは出していないよということですね。多分そういうふうな理由づけといたしますか、方向性に持っていくのではないかなという感じはいたしておりましたけれども、どのような話で来るのかなと思っていたのですが、そうですか。

では、その管理はしていなかったということですね。そのときは、きちっと情報管理といたしますか。その辺のところはどういう考えでおりますか。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 私のほうから申し上げますけれど、今、これまでの調査といたしますか、結果については、今担当課長から説明したとおりでございますけれども、確かにご指摘のように、3月26日以降、町として当該データの取り扱いについて決めるまでの間、混乱していたとはいえ、その間、情報管理のあり方について、明確な取り扱いの方向づけが示されていなかったというようなことについては、適切ではなかったというように反省をしておるところでございます。以後、情報管理のあり方についてはしっかり行っていきたいというように考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 このNHKの放送が流れて、ああこんなこともあったんだということで住民の方々が、こういう方々もいたった、こういう状況だったんだからということでおさまれば問題はないのです。要は、その亡くなった方々の遺族会の方々が、こういう情報があったら出してくれないかということで再三にわたって町のほうにお願いしていたわけだ。それには出さなかったわけだ。これは極秘というか、余りよくないから出しませんよということです。で、すから、何日か前に、じゃあ特別に家族の方々にはお見せしましょうと、公開しましょうということで案内を出したと。2家族の方々が見に来たと。それも、この間の3月10日にNHKが流すという情報を得たために、前もって出しておいたほうがいいんじゃないかということを出したのではないかという疑いを持たれてもしようがないんだ。だったら最初から出

せばいいんだから。なぜNHKに合わせて出したのかということだ。3月10日のNHKの放映を前もって情報を得たために流したのではないかと、私はそう思っています。時間的に見るとね。そうだったら最初から出せばよかったのです。遺族会の方々に。こういうものもありましたと。遺族会の方々から何も要望、希望もなければいいのですが、あったわけですから。出してくれと。にもかかわらず出さないでぼんとNHKで放送したものだから、こういう問題が起きてくるということなのです。そこなんです、言っているのは。もう少し優しく、遺族の方々に対して出していけば、こういう問題は起きなかったのです。

そこで、これは町長、前にも話したんだけど、あしたにも抗議に行くというお話で、局長なり、あるいはその責任を負った方に行くということでお話がありましたので、ぜひ行くときには、よその報道機関にもお話をしてもらって、何月何日何時に行きますよということをやその報道機関にも話をしてもらって、一緒に同行してもらって、その抗議している内容を新聞なり、あるいはテレビなりで放送してもらわなくては困ります。陰で、密室で、ごめんね、ごめんねみたいなことでやられては困るよ。どうだったんだなんていう話をされて、密室でやられても困りますから。天下と言うと大げさになるかもしれませんが、天下のNHKに町のトップが抗議をするというんですから。放送に対して。このぐらい大きい事件はないんですから、皆さん、よく考えてくださいよ。報道の自由ということで憲法あるいは法律にのっとって放送されているわけですよ、テレビ。その放送に対して抗議するんですからね、町のトップが。これだけの大きな事件はないですよ。これはぜひ全国の方々に放送して見てもらわなきゃならない。内容がどのようなものになるのか。私はそう思います。その辺よく考えてこれからの行動をしていただきたいというふうに思います。

それから、副町長。問題はこれからきちっとやっていくということですが、これは何かの形で責任というものを示してもらわないと、これはよくないと思います。いやいや盗まれてしまったや、盗まれたという言葉は適正かどうかわかりませんが、漏れてしまったやとか、とられてしまったやとかというお話で済まないね、これは。住民感情というのをどうして抑えるんですか。ある程度、形として何か、謝罪なりなんなりきちっとやってもらわないと、これはちょっといただけないなという感じがします。ただ流れてしまっしょうがないなという感覚でおるのでしょうか。その辺です。予算に載っているんですから。管理職手当。何を管理しているんですか。管理もしないで、手当だけ欲しいというんですか。そんなの認められませんよ。その辺、どのようなお考えですか。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君）　まずもって前段のお話でございますけれども、家族の方が最初にご家族の写真を閲覧に来たのが、今確認しましたら3月4日でございます。ご承知かと思うのですが、家族会のほうからこの写真の扱いについて、公開をすべきだというお話は届いておりましたけれども、3回目の公開質問状の際に、そこについては、2回目のときから、そのご家族大勢の方々の心情の総意がなければ、なかなかそこについては公開は差し控えたいというご回答を申し上げておりましたけれども、3回目の質問についても、ぜひ公開すべきだという話だったので、ご家族に限り画像で閲覧をしていただくことについては、町としても対応をさせていただきますということで、2月にご回答申し上げているようでございます。それで3月4日に、最初に5家族、その後、何家族か引き続き閲覧に来ているようでございますけれども。

当然、当初から写真に扱いについて、3月にホームページの載せる段階で、前にもお話ししましたけれども、そういったご家族の心情に配慮をして、人物が映っていない部分についてホームページに載せるというような判断をさせていただいておりました。ただ、結果として、今回のそういったNHKの映像に流れたという事実は事実でございますので、ただいまご説明しましたような私どもの調査の結果等を含めて、ご家族に皆さん方、これまでのやりとりからすれば大変それに反するような結果になってしまったということは事実でございますので、いずれ議会が終わりましたら、家族会のほうにそういった経過も含めて、説明の上謝罪をしたいと、説明する機会をつくりたいというように考えてございます。

同時に、責任ということでございますけれども、先ほどご説明申し上げたとおりの経過の中でございますけれども、事実こういう結果になって、家族会との間でそういう心情面で大変遺憾な思いを、不愉快な思いをさせたということも事実でございます。おわび申し上げますとともに、今後、情報管理のあり方については、しっかり内部でやっていきたいというように考えてございます。

○委員長（鈴木春光君）　三浦委員。

○三浦清人委員　今副町長、おわびを申し上げたのですが、副町長、いつからあんなこの一番のトップになったのっしょ。だれかもう一人、言わなきゃならない方がいるんじゃないですか。

○委員長（鈴木春光君）　町長。

○町長（佐藤 仁君）　前日もお話をさせていただきましたように、今回のNHKの映像につきましては、報道の自由ということは当然でございます。ただ、私、前からお話ししていますよ

うに、今回の映像につきましては、遺族感情に配慮していただきたい、そういうことでNHKのほうに申し入れをさせていただきたいというのが私どもの考えでございますので、そこはひとつご理解をお願いしたいと。

それから今、副町長お話ししましたが、遺族会の皆様方には大変不愉快な思いをさせたということについては、我々としても本意ではなかったというふうな面もございますので、改めて遺族会の皆さん方にはおわびを申し上げたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 7款土木費の質疑について、大滝委員。

○大瀧りう子委員 おはようございます。

106ページの3目土木新設改良費の17節に公有財産購入費1,000万以上が計上されていますが、これはどこの部分で、どういう目的で取得するのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） これは、東浜開発、いわゆるベイサイドアリーナ、この敷地を土地開発公社で取得して、その取得代金を毎年度返済をしているということで、いわゆる公債費と同じようなものですが、起債以外にこういった土地開発公社を使った土地取得の方法がございまして、それにかかわる当該年度分の公社への返済金と申しますか、借入金の返済分でございます。

なお、今年度で、この部分については最後になりますので、24年度でその分の取得代金の支払いはすべて終了いたす予定でございます。

○委員長（鈴木春光君） 大滝委員。

○大瀧りう子委員 何か新しいところを取得して、何か開発するのかなと思って質問しているのですが、例えば今出されております病院の敷地とか、そういうところになるのかなと思ったものですから質問しております。

そうしますと、新しく取得するのではなくて、今までのところを代金を払って、すべて町のものにするというようなことなんですね。わかりました。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 次に、千葉委員。

○千葉伸孝委員 三浦委員が話していた情報管理の面で、もう一つだけお伺いしたいと思います。今、復興企画課長が、メモリーカードということで3月20日から3月末というような形の判断でもって調査して、いろんな人たちが出入りしたと。アリーナの本部のほうだと思うのですが、ああいった被災直後に、あのアリーナの現状を考えたら、そういったデ

ータのメモリーカードがあったって、それをパソコンからデータを盗むなんていうことはやっぱり、これは不可能です。いろんな機材が必要ですから。そういった中で、その判断だけで調査が終わっているんだったら、私はだめだと思います。やっぱりそれ以後です。間違いなく。多分その当時は、被災して皆さんが大変な状況にある中で、そんなデータがあることも、データが欲しいとか、必要だとか、そういったことは絶対にはないと思います。やっぱりそれ以後に、最近だと思います。それに関しては。やっぱりNHKさんが、南三陸町、佐藤 仁さんのドキュメントをつくりたいというような話だったので、そういった形でとっていたと思うのですが、あれはNHKがやった部分であり、やっぱり佐藤 仁町長を追っかけていたという報道があって、その中にあの写真が出てきたということで、やっぱりあれは最近のことかなと。前々から持っていて、前々から持っていたらもう出すと思います。私もいろんなメディアが来て、被災状況を携帯で撮りました。それは、欲しいという報道機関があったら全部コピーして、USBで全部渡していました。そして、南三陸町の被災の厳しい状況を伝えてほしいと、そういう観点から私は渡していました。そして、そのメディアも、しっかりそれは載せますと、そういった形で言ってくれました。やっぱりこれから調査ですね。さっきの3月20日から3月末までと言っていますけれども、それ以後の調査も、だれがそれにさわれる手段を持っていたか。

この間の企画課長の話ですと、パソコンにハードの部分に落としてあると。こういったメモリーではなくて、それがメモリーであるということは、ハードの分とメモリーと2つあるということだと思うのです。1つしかないというのがこの間の説明だったので、その辺、もう一回お聞かせください。

あと、土木費のほうなんですけれども、105ページの道路維持費。3目道路新設改良費、15節の工事請負費。ここで600万というような形が出ていますけれども、新設改良工事ということなんですけれども、この辺の新設改良工事、どの辺なのでしょう。こういった内容なんでしょうか。その辺お聞かせください。

あと、去年の3月11日から1年が過ぎました。そういった中で、瓦れき撤去とか被災地に関しては、いろいろな住民からの要望が建設課のほうにたくさん来たと思います。そして、そういった町民の皆さんの要望とか、その辺に関しては、1年終わりました。全部クリアしているというような形で考えてよろしいのでしょうか。その辺、課長お聞かせください。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 1点目のメモリーカードの件でございますけれども、3月の部分

につきましては、情報管理の甘さも含めましてご説明申し上げたとおりでございます。

4月以降、1番委員はパソコンのほうも詳しいかと思しますので、当然メモリーカードから読み込みますと、一度本体に当然取り込む内容になりますので、それをすっかり消去しない限りはしかると本体に残っている可能性は確かに否めない事実でございます。ただ、最初申し上げましたとおり、3月に数回確認した後、4月の段階以降は、基本的には開いておりませんので、カードにつきましては当時は総務課が担当だったものですから、総務課でかぎのかかる金庫内で保管していたという形になります。それから、1月、復興計画ができて、当課のほうに引き継がれました。同様にカードにつきましては厳重に管理をしているといった内容です。

遺族会の方がごらんになりたいときには、基本的にはそのカードから読み込んでごらんになっていただくといったスタイルをとっておりますので、現段階ではセキュリティ面は100%大丈夫なような状況で対応いたしております。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 新設改良費の工事請負費でございますけれども、これにつきましては、浸水域以外のところで、側溝の改良とか、あるいは舗装の打ちかえ等いろいろ要望もございますし、悪い部分もございますので、新年度になってこの辺をいろいろ調査をもう一回しながら、優先順位を決めながら対処をしていきたいと考えております。

それから、震災以降、相当町民の皆さんのから要望やら苦情やら、いろいろいただきました。それで、これはすべてやり切れているかと言われますと、やはりまだしっかりやれていない部分がございます。それでこの部分については、一つは今回この予算でも町道の災害復旧費、こういったものも計上してございますし、そういう中でいろいろな舗装の復旧とか、あるいは側溝のふたの新設、あるいは防護さくのつけかえとか、そういった要望に対してきちっと対処ができるのではないかと思いますし、建物の解体についても、なかなか重機が入らない部分がございます。この辺については新たな専門の解体業者、いろいろ話し合いをしながら、要は新年度までには何とか進めていきたいと、このように考えております。

いろいろな要望があると思えますけれども、少しずつしっかり対処はしてきましたし、これからもしっかり対処していきたいと考えております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 写真の流出ですが、この辺に関しては、やっぱり必要だということで、だれかがそれを求められて、やっぱりそれを提供したというような感じだと思います。その辺しっ

かり、まだまだ今後も詰めて、やっぱり情報管理、個人情報、個人情報とって、とにかくそれを出さないというような方向で行政のほうはしっかりそれを守っていると思うのですが、こういった情報が1個流れているということは、町民の大切な情報、医療関係とか、そういったものも流れない可能性はないと思うので、この辺がどこから漏れたのか。だれがというところもまではなかなか難しいでしょうけれども、その可能性の面までぜひ追及して、調べてもらいたいと思います。

あと土木費なんですけど、私が今、課長のほうになんで聞いたかという、今、南三陸町の市街地は、高潮とか地盤沈下による道路の冠水が起こっていて、この間の質問の中にも、国道45号線の今後です。やっぱり渋滞が起こって、それで冠水して、地震が起こって、再度また津波が来たということを考えると、町の町道の維持、修理ということの観点からも、やっぱり迂回路という道路が必要だと思うのです。ここの新井田のほうから歌津に弘川に抜ける道路もありますし、あと横山から大船沢、そういった迂回路の部分がたくさんあると思うので、その辺の整備。これから多くの方が、またボランティアとか、あと仮設商店街といったところに買い物に来たりとか、買い物支援ということで来るわけですから、そういった人たちがいざというときのための迂路的なものを、私は整備する義務が町にはあると思います。このままでいいのかというようなことを考えた場合に、今回の土木費の中には、そういった計上、金額がないように私は思うのですが、私の今回の予算書の見方で間違っていたらば、何か課長、お話しください。そういったことが計画されているのならば。

あと、3.11から1年がたちました。そして、まだ1年たっても、住民の要望にこたえていない部分があるというような話を、今課長されましたが、私は、5月ぐらいに住民の苦情を聞きました。それは何でかという、震災が起こって、とにかく津波で町の中、浜のほうも随分たくさん被害が出ましたので、それでもって自衛隊、あと地元建設業者、そういった人たちが、瓦れき撤去とか、危険な部分の住民の要望にこたえるということでどんどん進んだと思うのです。しかしながら、なかなか地元の企業だけでは手が回らない部分があって、私の知っているある方は、自分のうちの隣の壁が崩れてくると。そして、壁が崩れてくるので、これは危険なので建設課に話したのですが、被災直後ですので忙しいと、なかなか手が回らないと。そういった状況が続いた中で、三重県か愛知県の方から建設業者の方が来ていて、その人にその危険な部分を撤去してもらって、それにお金を払ったそうです。そして、その旨を建設課に、こういったことなんですということで話して、その後その領収書のコピーか本物かを渡したらしいのですが、この撤去費は何とか支払いますということで、

多分町ではないと思うのですが、建設業協会のほうで払うというような形なのかもしれませんが、この辺の事案に対しては、建設課長、どうですか。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） すべての分野において、情報の管理の部分につきましては、当然我々もすべて職員は地方公務員法で守秘義務がございますので、基本的には全職員が遵守しているものというふうに思います。

ただ、いずれの時点でも、確かに情報の漏えいの部分については、否めない事実でもあろうかと思えますけれども、これについては新年度、庁舎も新しくできまして、体制も改まりますので、先日もお答え申し上げましたけれども、職員の情報管理のあり方につきましては、きちんとしたポリシーをもう一度確認しまして、周知徹底を図っていきたいというふうに思いますので、その点ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 迂回路とか、そういう防災道路だと思うのですが、これにつきましては、現在、国のほうの復興交付金でいろいろ22路線ぐらい検討してございまして、そういう中で地域間を結ぶ連絡道路とか、それから防災集団移転に伴って整備しなくちゃならない道路とか、あるいは三陸道のアクセスに有効的に結べるような道路とか、通学路の整備とか、こういったものを今検討していますし、随時交付金の受け付けというものが出てきますので、そこに見通しがつきましたら予算を上程して、整備を進めていきたいと考えております。

それから、建物の解体とか、いろいろ急いでやるような事例も見受けられましたけれども、町のほうとしては、それらに対して町のほうが直接支払うという制度は設けておりませんので、あくまでも瓦れきの処理と建物の解体については、建設業界と契約を取り交わして、その中で進めてきております。それで、そういう中で、ただ単に瓦れきといっても、そこに解体しても片づけなければならないものですから、そういうふうな費用のあり方というものを話し合いながらこれまでも進めてきております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 情報管理の場合は、ぜひ行政のほうに厳しく、結局町民のマイナスになる部分は、やっぱりあってはいけないと思います。その辺よろしくお願いします。

あと最後の部分なんです、課長がその辺の中身を把握していたかということが、一番私は問題だと思うのです。やっぱり私は、その方も含め、多分5回ぐらい行っています。五、六

回ぐらい、5月から。それで、課長がもし把握していなかったら、やっぱり建設課の機能は、大変かもしれないけど、1年たってもまだ機能していないということ。下のほうから町の苦情とか情報が課長まで上がっていないという。係長の人たちは皆さんわかっています。それが課長に上がっていないということは、これが問題ですし、建設業協会のほうと最終的に煮詰めるのは、やっぱり課長の責任だと思います。その方の金額は100万近くです。その方は、もう10カ月。そのままだそうです。この間も庁舎に来ていたので、どうですかと聞いたから、まだだと、そんな話をしていました。その辺把握していたのか、把握していなかったのか。下からの情報が積み上がってきて、100万ですよ、100万。そのお金、結局困っています。その方は漁業もしています。あえて言うならば、役場職員、殉職されました。子供さんが。だから、そういった状況で苦しむ人たち。そして、瓦れき撤去して、それを自分で払っていると。建設業界でも来ないと。そして、海のほう今復旧やっています。そういった方たちに、その部分の働き、行政として当たり前のことだと思います。それを怠っていて、今の課長の答弁は、やっぱり言いわけにしか聞こえません。この辺、一日も早く取り組んでもらって、その辺のかかった経費は、こういった形でもいいですから建設協会。そして、それがだめだったら町で立てかえるぐらいの気持ちでもって対応してほしいと思います。ぜひ係長から聞いてください。その辺もう一回、お願いします。

あと、地震が昨夜も4回、5回と起きています。そして、連動とか連鎖で、すぐまたある程度6とか、その辺の地震が発生すると、テレビ、メディアが一斉に伝えています。そういった中で迂回路とか、あと防災道路、そういった面の考えが、今後復興交付金が来てから計上してやっていく。それはいつの話なんですか。1カ月以内に来たら、だれが責任とるんですか。やっぱり町は住民の生活安定を望むのが一番だと思います。瓦れき撤去も確かに必要です。でも、やっぱり安全・安心と町長が常日ごろ言っています。住民の安全・安心を確保すると。その辺が、課長の今の説明からは伝わってきません。そんな何千万かけなくたって、道路整備。あの当時を思い出してください。被災したあの当時は。アリーナまで、中学校から、入谷から、あの道路1本確保しただけで、何かあったときの緊急時には何か手が差し伸べられると思います。そういったこともできないというような、お金がなければできないというようなことをどんどん要望してください。そういったものを要望すれば、復興庁もできました。そこでも見てくれると思います。やっぱり今後、地震、津波が発生することは、国のほうでもその辺はわかっていると思いますので、その辺、いつぐらいに防災道路をできればやりたいというか、その辺お答えください。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず建物の解体でございますけれども、解体を業者に頼んで、見積もりとかいろいろ持ってこられるということはありますけれども、あくまでもこれは環境省の補助事業でやっております。建設業界と一定の単価というものがあって、その範囲の中で一つずつやっておりますので、その辺でなかなか折り合いというものがつけにくいということもありますし、それから、規模がどの程度かというものを最初にこちらが把握する前に解体を進めてしまった部分とかになりますと、結局金額がなかなかつかめないのです。そういう問題が少しあるんです。だから、そういうところを実際にしっかり確認をして進めなくちゃならないのですけれども、町がやってくれないということですのですべてやってしまうと、町のほうでもどの単価で、どのくらいでそれを認めて支払っていくかということがなかなか難しい状況にもあります。

それから、復興交付金については、一度ヒアリングは受けております。それで、今回またヒアリングとかがありますので、そのヒアリングにしっかりとって、一つずつ対象になるものを認めてもらいながら整備をしていくような形になりますので、今すぐということではなりませんけれども、今月末にもまたヒアリングもありますので、そういった中でいろいろしっかり対処をして、できるだけ認められたものについては予算を上程して、整備を進めていきたいというふうに思います。

ただ、緊急的なものについては、維持費とかそういう中で対処していきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 やっぱり建設課長は把握していないんですね。その事案を。把握していないんですね。していないんですね。わかりました。しているんですか。

今の話ですと、建設課では見に来たそうです。今、何かそういった状況が把握できないみたいな話をしていたので、建設課では見に来たそうです。ただ、手がいっぱいなかなか回らなかったと。そして、危険性が自分のうちに及んでいると。そして町も来てくれない。やっぱりそうしたらその人はやるんじゃないですかね。そして、その瓦れきの部分が倒れてきて、今あったうちが壊れたらどうするんですか。緊急性、必要がある部分からやっていると言いましたけれども、果たしてそれが、町でやっていたことが間違いなくそうだったのかというと、私は疑問に思います。だから、その辺の連絡がとれていない。

あと、見積もりも何もそういうのはなくて、払った領収書を持って行って、建設課に行ったそうです。わかりましたと、係長は受け取ったそうです。その話も多分伝わっていないと思

います。

そういったことがある中で、やっぱり住民サービス、町としての。それを考えたならば、その説明を課長がやっぱりその方にできれば行って、こういうわけですと、もうちょっと時間をくださいと、何とかしますと、やっぱり部下が言っているんですから、一番の責任は建設課長だと思いますので、ぜひ近々に、今週にでも、その方に行って、謝罪と今後どうするか、その説明をお願いしたいと思います。

災害道路に関しては、本当にいつ今後また同じような津波、地震が起こるかわかりませんので、町長のほうにその辺は、国のほうに働きかけとか、やっぱり南三陸町は被災の町として、このぐらい悲劇の町として有名になりました。町長も一時は随分メディアに出ました。どこの方も、町外から来た人たちは、佐藤 仁町長すごいですねと、素晴らしい方ですねと。私も多くの人に会いましたけれども、だれも町長の悪口を言う人はいません。本当に素晴らしいですねと。これぐらい有名になった町長、南三陸町も有名になりました。そういった観点からも、やっぱり中央のほうに行って、今南三陸町はこういった状況ですと、道路もなかなか、地盤沈下も、台風も、高潮も、多くの問題を抱えた45号線がありますと。そういった環境の中でぜひ何とか、観光支援で来た人の命を守るためにもそういった道路確保に、やっぱり何とかお金を回してくださいとか、そういった活動をやっぱりするべきだと思いますが、その辺町長、なかなか難しいんですかね。予算の確保。その辺もう一度お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） ちょっと何件かそういうケースがありますので、千葉委員がおっしゃっているところは、もし荒砥だとすれば、そこは私は現地に行って確認をします。それで、そこはワイヤーで建物が倒れないように、アンカーをとって一応そういうふうな処置をして、業界のほうにもできるだけ早くという形でいたのですけれども、そういう中で進んだということでございます。決して現地を把握していないということではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

なお、本人に対してはもう一度、私のほうからその辺の説明はさせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前に質問の際にもお話ししましたが、避難道路の重要性という部分については十分認識をしております。特に今、45号線1本しかございませんので、そこがだめになった場合に、ではどこを通るんだということも含めて、我々としても重要性については認

識をいたしておりますので、今後頑張ってまいりたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（鈴木春光君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長が着席しております。

菅原委員。

○菅原辰雄委員 106ページの町道除雪委託業務についてお伺いいたします。

ことしの冬は結構雪も多くて、業者さんもそれぞれ大変だったと思うのですがけれども、除雪は積雪何センチからという規定があるものと思います。その中で、ちょっと対応等についてお伺いいたします。

私どもの住んでいる入谷地域は、この辺とは違ってかなり積雪が多くございます。その中で、町道入谷横断1号線、2号線、3号線とあります。そこから枝分かれした町道もありますけれども、その分野は農機具等でちょっとした除雪をしておりますけれども、横断線について、出入り口付近、そこでピタッとやめる場合がありますので、その辺ちょっと、以前も役場さんのほうにお願いをしておりましたけれども改善なされてませんし、あとはそのときのいろいろな状況にもよりましようけれども、午後になってもなかなか、我々入谷の幹線道路の除雪ができないということで、いろいろ注文を受けております。その辺の考え方とか、どういう対応をしているのか。さらには3号線なのですけれども、ローダー1台で真ん中ぽこっと行っちゃうと、対向できないのです。かえって余計わきのほうに雪がたまって、その中で大変不平とか不評があるもので、今年度はもうそろそろ除雪は要らないと思うのですがけれども、来年度に当たり、そのような対策も考えていただけないか、その点をお伺いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、除雪の基準でございますけれども、7センチ以上積もった場合に除雪をするというふうな、そういうことで業者のほうと契約をしております。ただ、厳密に言うと7センチといっても、その目感でございますので、志津川地区で海辺の場合と入谷の場合は、降雪量は入谷のほうが多分多いと思いますので、そこに委託業者数、20社ほ

どに南三陸町は委託していますし、それから個人にも15個人に委託して、それぞれの地区を受け持ってもらっているんですけども、なかなか今回の震災によって、そういう除雪する機械等が十分に確保できなかった部分もございますし、それからやはり個人の中でも、もっと機能のすぐれているものを持っている方もおられますので、今後もう少しそういうところについては検討をしていかなければならないと思います。

また、除雪が、そういう区分になっていますので、例えば横断線に入り口で、その他の町道とぶつかったところで雪が除雪されないままになっているという部分も多分あると思いますので、そういったところをしっかりと除雪できるように指導していきたいと思います。

それから、除雪の時間帯というところが、多分一番問題になると思います。午後になっても除雪に来てくれないという部分も多々ありましたので、そういったところもしっかり早急に雪が降った場合に対応できるような体制というものも構築をしていかなければならないと考えております。

○委員長（鈴木春光君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 わかりました。

それで、時間帯なんですけれども、入谷地域だけ言って大変申しわけないんですけれども、実は1号線、2号線、3号線、どのような業者さんにどういう区分をしているのか。それで特に問題というかあれなのは、金曜日に降って土曜日に除雪というときになりますと、我々も地域の皆さんからいろいろな相談を受けたり、文句言われたりしたときに、役場の建設課に電話してもなかなか担当者がいなくて、日直の方がそれぞれの振り分けとかあるので、その辺は来年度に向けてどういう対応を考えていくのか。お金もかかることなんですけれども、1業者で例えば10キロ、20キロやるのであれば、最初から最後までやるとかなり時間もかかりますから、その辺はどのような今対応をしているのか。さらには、先ほど具体的に言った3号線の場合なんですけれども、ローダーで1回だけ行って、それをせめて往復やっていただけのような体制をつくるのかどうか、その辺も含めてお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 基本的には地域の建設業者さん、入谷地区の建設業者さんを基本にしながら委託をしておりますし、あとは個人でトラクターを持っている方、こういったところに委託をしておりますけれども、やはりなかなか延長も相当あると思いますので、そういったことについて、もう少し業界のほうとしっかり詰めて、雪が降って住民の皆さんが通勤とか通学とかに不便を来す部分もございますので、できるだけ即対応できるような体制

というものを、これからいろいろ話し合いながら来年度に向けて構築をさせていただきたい
と思います。（「中だけでなく往復やるとか」の声あり）

そうですね。その辺につきましても、やはり業界のほうのやる人の見方というところがあり
ますので、そういう仕様もしっかり町のほうで除雪の仕様というものをもう少し明確にした
契約を今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。山内委員。

○山内孝樹委員 前者と重複しますが、道路維持費の中の8節報償費並びに13節の委託料、今お
伺いをしておった点であります町道除雪業務委託料、それから、106ページの道路新設改良費
の15節の町道新設改良工事について、お伺いをしたいと思います。

まず、今回、前年の付表を見ているのですが、町道除雪業務委託料としまして、これまで町
内210路線、約147キロの区間を委託をして進めておったと。この震災後は、この区間は変わ
らないのかどうか、委託先と委託料。

それから、町道新設改良工事、災害査定ということで以前から指摘しておった場所であり
ますが、山間部の内陸の私どもの生活路線、いまだ手つかずの、大変な広い範囲の災害なの
で、なかなか進められてこられなかったというふうには解釈をしているんですけども、大
変危険な箇所があるわけです。そういうところは今年度、早速取りかかれるのかどうか、そ
の2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 基本的には、前年度といいますか、震災前と同じようなエリアの中
で業者のほうと話はさせていただきましたけれども、業者によっては重機というものがなか
ったりしている部分もあったので、いろいろ除雪については、今回不便を来したのではない
かと思います。

浸水域につきましては、基本的には従来の形で除雪ということをやるようにしております。

それから、生活路線という、浸水域の石泉線のことでしょうか。これにつきましては、災害
復旧で査定を受けておりますし、今回町道の災害復旧費の中で計上しておりますので、議決
次第、復旧に向けて取り組みたいと考えております。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 融雪剤とか除雪、これまでと業者は大分なのかな。実は7センチを基準にして
除雪をすると。入谷地区もかなり雪が多いというのですけれども、高地区樋の口、我々のこ
の地区もそれ以上に多い場所があります。だれも文句を言う人はいませんでした。というの

は、大変業者も限られた中でやっておるんだらうなというそのような方々が私どもの地域の考え、受けとめ方なんですけれども、通勤、生活の障害の緩和ということで、追いつかないのは十分察するところでありますが、通勤時間の妨げになったことは事実なのであります。その点、優先的にしなさいよというのではなくて、こちらでは7センチも降っていないから動かない。樋の口に行けば8センチも降っている。5センチに満たないかもしれない。そういう環境も十分知っておるかと思うのだけれども、ことしはここで彼岸を迎えましたので、雪の降ることはもうないはずでありますけれども、この1年間を通して積雪の多い年明けの2月、3月、この時期の対応というものを、大変ご苦勞なさっているでしょうけれども、十分配慮をしていただきたいということでお伺いをしました。

あと石泉線の件については、地名を出していただきましたけれども、大変危険な状況にあります。皆さんも、地域の方々も、その状況を思いながらそこを通っている方も多いですし、あとは町外、ダム工事にかかる作業の方々、大変多く通っておる路線でありますので、その点を配慮していただきたいと。お答えの中ではこの査定も、今年度取り組みたいということで安心をしました。

ところでもう1点。先ほど三浦委員、千葉委員もお伺いしておった点であります。このNHKの取材が大変問題になっておりまして、先ほど副町長も抗議をすると。昨々日もこのような質問をしたわけでありまして、抗議をすると。私にとりましては、今お二人にお答えをなさった中で、どうも抗議というのは建前ではないかという受けとめ方をしております。そうではないですか。私もたまりかねてこの件について質問をさせてもらった一人でありまして、このドキュメンタリーは、セミドキュメンタリーではないかという質問で私は閉めました。すなわちやらせではないかと。町と天下のNHKが、一部やらせで取り組んだ放映ではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

まず、職員の写真でございます。これはどのように流出したかということは定かではないというお答えでありましたが、亡くなられた方々の顔も曇らせて放映するでもなく、それこそ鉄塔に登っておった足もとを一部修正をして、一部暗くして放映をしております。私にとりましては、本当に全国的に佐藤町長、有名になりました。美談の中の一人でございますが、地元ではどうして美談とは裏腹の情けない声、憤慨する声しか聞こえないのか、私には到底理解でき得るものではありません。

もう一度お伺いします。これは、前もっての打ち合わせとともに、一部やらせだったのではないかと。どうですか。この点についてお伺いしたい。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、正直に申し上げまして心外でございます。これを取材しているのはNHKでございますので。私どもが依頼してこの番組をつくってもらったわけではございませんので、その辺はしっかりと分け隔てをして考えていただきたい。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） ただいま町長お答えしたのと同感でございます。そういう思いでおります。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 それではその点について、心外であると、同感であると。なぜ、遺族がそのような言葉を使って私に連絡を入れたか。その気持ちというものは十分察するものであると言いながら、察してはいないのではないか。私は、大変心外と言われましたけれども、この放映は一部やらせではないかと、そのように受けとめております。

以上、質問を終わります。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 105ページの除雪関係、いろいろありましたが、前者の方々が質問、答弁がなされております。その中で、今年は特に雪が多かったのかなと思って、果たして昨年、前年度と比較いたしまして、どの程度の除雪費、本年は325万ということですが、昨年は補正をとったような感もあったので、今年はどうの中での金額を見積もったのか。昨年度との比較等を含めて説明を願いたい。

それから、106ページの15節、町道修繕費関連ですけれども、震災によってかなり多くの町道が傷んだわけですから、今現状で復旧工事はどの程度の進捗状況であるのか、また、予算化されたものは年内にきまるのか、その辺の内容についてお伺いをしたい。

それから、これは土木費のみではなくて、全科目に関連しますけれども、職員の時間外手当が今回非常に多く見積もりされております。トータルでは、最後にあるように3割以上の増額に見えます。職員もかなり39名の職員の方が犠牲になりまして、その中で数多く減数になっているわけですから、その中で、災害のためなのかなど。特に土木は課長なども再任用で恐らくやるんでしょう。そして、給料も7割以下ということであれば、給料もかなり減っているのかと。総体的に給料そのものも数からすれば多くなっているのかなと思いますけれども、その辺をどんな内容になっているのか、まずその3点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず除雪の状況でございますけれども、昨年度は除雪が2回、1回やりますと162万5,000円かかります。それで今回は、当初の予算では2回というふうなことで上げてございますし、また、その2回で雪は済みませんので、その年によって変わりますので、その場合は補正をさせていただいて除雪をしっかりしていきたいと思えます。

今年度は、雪も降りましたけれども、相当路面の凍結や融雪に対して相当いろいろな面が出てきまして、融雪剤をかなり買い増しをして補正させていただいたということでございます。融雪剤につきましては、おおむね今回当初予算で2,000袋を予定してございます。これもまた補正というふうなところでございます。

それから、町道の復旧の進捗状況というお話ですけれども、浸水域以外の地震域、浸水しないところで地震でやられたところの工事につきましては11カ所ほどあるのですけれども、そこについては2件ほど繰り越しはしますけれども、おおむね完了する見込みでございます。それで、浸水域につきましては、いろいろ維持修繕しながら資機材とかそういうもので対処してきましたけれども、今回当初予算、これからご審議していただきますけれども、災害復旧で24年度にしっかりやれるところにつきましてはやりたいと、このように考えております。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の人件費関係と時間外勤務手当のお尋ねでございますけれども、人件費の総体、個々の職員については0.何%、人事院勧告によって下がってございますので、個々の職員の人件費、給与については下がってございます。

それから時間外勤務手当、139ページの一般管理費で1,200万くらい増額になってございますが、ご質問にありましたように災害復旧あるいは復興事務、そういった関係で前年度より増額とさせていただいております。基本的には派遣される職員、他市町村から派遣される職員の時間外勤務手当につきましても町の会計のほうから支出ということになってございますので、そういうのを含めますと、当然前年より高くなるといったような形で予算計上させていただいております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 除雪の関係は、先ほど前者が話したように7センチ以上というようなことですが、これは地域によってとんでもなく違うのです。どこが何センチでどうするのか。私のほうでも、海岸が3センチでも山手に行くと7センチぐらいあるのですから、どこを照

準にそれを言っているのか。7センチとかということではなく、やはりスリップして危険だという状態であれば、これは即座に、恐らく年間委託しているのでしょうから、雪があったら一々連絡がなくとも出動して除雪をしていただくような、そういう内容になっているでしょう。トラクターあるいは重機。重機のないところに頼んでいてもだめなんです。重機のないところに除雪頼んだってね。そこはやっぱり最初に把握して、事故など起きれば全部町が補償ですよ。物によっては、道路のそのとおり。修繕、今いろいろ忙しいから、2件だけがおくれているんだと、浸水域以外はね。そうでしょう。私も何カ所か見て、根拠もあって言っているんですから。特に館浜なんていうのは、あそこまで水が上がらないんですよ。課長わかりますか。道路がすっかり割れております。舗装が。それらを急いで、あとは浸水したんでしょう。白松地区とかね。まだまだいっぱいありますが、例として申し上げれば、そのようなことであります。

それから、除雪につきましてもそのようなことを考えた中で予算計上していただきたいと。

それから、時間外、派遣の方々も含めるということは、そこら辺があとで、派遣の方々も派遣の方々ですべてが国の予算で、約50人で5億ぐらい、1人約1,000万ぐらい見ているわけですよ。その中にすべては入っているのかなと思ったもので質問しているわけですけども、そうじゃなくて、それはそうすると居住手当もそれらに含まれているのかどうか。居住手当も結構載っています。

それから、これは新たに一つ質問をするのですが、108ページの14節で敷地借上料、これは町営住宅の関係でしょうけれども、これはどこなのか。それから、それら浸水域から解除した箇所もそれなりにあると思いますが、私は余り詳しくありませんが、新井田などは個人の土地もかなり多くあったようなふうにも伺っておりますので、震災前には幾らで、この震災によってどの程度減額されているものか。それらをご答弁願います。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず除雪でございますけれども、7センチというのは一つの基準でありまして、やはり7センチ以下でも危ないという部分は当然出てくると思いますし、そういった部分については、しっかり委託するほうと打ち合わせをしながら、住民の皆さんが安心して通行できるような形にしたいと思います。

なお、今年度、融雪剤の散布機を2台買いまして、緊急雇用ですべてそういう危ないところを今回散布させていただいております。そういったところもしっかりサポートしながら対処をしてまいりたいと思います。

それから、108ページの町営住宅の敷地の借上料でございますけれども、被災前には全体で14団地ございました。それで6団地が被災しまして、この金額が1,096万3,000円になります。それで今回、すべてこの団地、まだ1カ所、北の沢の第1についてはまだ解体が終わっていませんので、まだそれを返還できませんので、今回計上しているのは、今使っている団地と北の沢の1団地を含めた8団地で、起債のとおり470万ということになります。

住宅の箇所につきましては、志津川で言えば大森のB、これは荒島のところです。それから林、入谷にありますけれども桜沢、それから林際、それから歌津につきましては名足、伊里前の下、北の沢の第1と北の沢の第2でございます。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 出張旅費と時間外勤務手当は、うちのほうの会計から支払いますけれども、いずれこれもまた年度末に震災復興特別交付税で交付されるといった仕組みになってございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、7款土木費の質疑を終わります。

次に、第8款消防費、109ページから111ページについて、細部説明を求めます。担当課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは109ページをお開き願いたいと思います。

8款消防費1日常備消防費につきましては、広域行政組合への負担金を、昨年の実績を踏まえて計上させていただいております。2目の非常備消防費、これにつきましても昨年の実績を踏まえまして、消防団の報酬並びに費用弁償並びに負担金等につきまして所要額を計上させていただいております。

続きまして110ページをお開き願いたいと思います。

3目の消防防災施設費でございます。本件につきましては、消防車両、それから防火水槽等の工事費用を計上しておるところでございますけれども、市街地が被災を受けた関係上、防火水槽等の計画を今回計上してございませんので、1,500万ぐらいの減額予算計上というふうなことで計上させていただいております。

111ページ、水防費でございます。これは180万程度の減額になっておりますけれども、手動式の陸門の管理棟が震災によりまして被災をいたしましたので、その辺を削減させた予算計上というふうなことで計上させていただいております。

それから、5目の災害対策費、昨年同額を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、8款消防費の質疑に入ります。質疑はありますか。菅原委員。

○菅原辰雄委員 それでは、消防費について質問させていただきます。

町の市街地はごらんのとおりでございますので、消防団の組織としても大変であろうかと思えます。それらを踏まえまして、従前の地域割の出動とか、その体制はどうなっておるのか。さらには、市街地の方々もそれぞれの仮設、民間アパート借上げ等で散り散りになっていると思うので、まだ団員としての身分はあっても、なかなか駆けつけられない状況だろうかと思えます。それとあとは亡くなった方も数名いると聞いておりますので、団員数の充足数について伺いをいたします。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは第1点目の体制につきましてご説明申し上げたいと思えます。

議員ご指摘のように、大分震災で被害をこうむりました。それで、大分車両、人的な被害をこうむったわけございまして、志津川地区、歌津地区というふうな区分のもとに火災等に際しまして出動をかけているような状況で体制を組んでおるところでございます。

それから、亡くなった方でございますけれども、今回殉職された方は4名ということでございます。

それから、団員の定数は630でございますけれども、おおむね現在登録なさっている方は560名ぐらいです。その方々の現在お願いを申し上げておるといったところでございます。

○委員長（鈴木春光君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 わかりました。そうすると地区割ということで、歌津地区の場合は歌津地区の団員がどこどこではなくて、全員で出動。志津川地区の場合は、地区割ではなくて全員出動ということでよろしいですね。わかりました。それで4名の方が亡くなったということも了解いたしました。

充足数も、630名のところ560名。以前から他市町よりも充足率はかなりいい町だったというふうに記憶しております。できれば消防団員とか常備消防の出動がないように、みんなで啓蒙、啓発していけばいいのかと思ひまして、今後ともそういう面でもよろしく願いして終わります。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 消防防災施設費、110ページから3目。この中で1点だけお伺いをしておきたいと思いますが、震災後に消防車の駐車場、青空駐車といいますか、この仮の屯所といいますか、その上に見られます大きなテントのあれじゃなくても十分駐車を確保するような仮の駐車場というのでしょうか、そういうものは考えてはいないのかどうか。まだ青空駐車をしているところがありまして、その1点をお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、資料の133ページをお開き願いたいと思います。

消防費で計上ではなくて、災害復旧費というふうなことで消防車庫19カ所、仮設の車庫をこちらの予算で計上しておるところでございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 消防団員、今回の震災で4名の方々がお亡くなりになって、大変痛ましい限りであります。

そこで、きのうの新聞で、宮城県議会でいろいろと問題になっておるという記事が載りました。といいますのは、お亡くなりになった方の人数というのが、その土地で、例えば登米市の方が南三陸町で亡くなった場合には、南三陸町の死亡ということでカウントされるということで、お亡くなりになった方の事実上の所在地の人数はという話になっておったようです。我が町も2月29日現在で547名の方々が亡くなって行方不明が250人、合計797名の人数が出ていますが、この中でよその住所を持っている方が何人おるのか。あるいは、よその町で亡くなった我が町の住民は何人ぐらいおるのか、合計で幾らになるのか。事実上、この南三陸町に住所を持っている方の死亡、行方不明というのは何人になっているのか。その辺、もしおわかりでしたら、わからなければいいのですが、これから調べるというのならいいのですが、その辺は把握なっているのでしょうか。

それからもう一つ、消防の車庫19カ所ということで、震災前の消防団組織というのが、震災後、崩れるといいますか、実態はばらばらになっているわけです。仮設住宅で。浜の人たちは皆遠く離れてしまった。ですから、そういった団員の方々が現在住んでいるところに車庫というものを置けないのかどうか。仮設に。要するに、例えば名足の方々、消防団員は平成の森に行っているんですよ。そして消防車が名足にあるわけですよ。その方々は火事だということで、わざわざ名足に行って消防車を持ってくるわけにいかないわけですよ。ですから、その団員が今現在住んでいるところの車庫といいますか、そういったものを、みんなばらばらになっているから全員というわけにはいきませんが、そういう消防車の配置につ

いて、これから検討していかなきゃならないのではないかと思いますのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） まず、死亡者の数のご質問でございます。いろいろ住民、非常に複雑でわかりにくいのですけれども、住民基本台帳上で、先ほど町外の方、住民基本台帳でお亡くなりになった方が524です。これは純然たる町民の方。志津川警察署管内で亡くなった方は、町外の方も含めますので565。したがって41名の方は、南三陸町外の方が南三陸町でお亡くなりになったというふうなことで考えられるというふうなことです。

それから、今回、県で発表になった段階で、直接死とか間接死の話もあつたのですけれども、これが志津川警察署管内で亡くなった方が565で先ほど申し上げたとおりです。それから、あと離断遺体ということで、完全な形でなくて離断、腕だけ裂けるとか、その遺体でDNA鑑定のもとに4名の方がありまして、565と4名を足しまして、それから海で発見された方は南三陸警察署でカウントするのではなくて、利府のグランディに持ち込みます。それで検死は塩釜警察署で行いますので、今までは塩釜警察署でカウントになっていたのですけれども、それが今回県の取り扱いの中では、直接死というふうなことで589、565の直接死の南三陸警察署でカウントしたものと離断遺体の4と、それから海で亡くなった方を含めまして新聞等にきょう掲載された直接死が589。それから、今回関連死が20名です。関連死といいますのは、直接溺死ではなくて、低体温でありますとかショック死とか、時間をおいて亡くなった方に関しまして、それも今回関連死というふうなことで弔慰金等の対象になるというふうなことの解釈で、南三陸町では609というふうなことで、これが新聞に載った数値でございます。ですから、完全に南三陸警察署管内で亡くなった方と離断、体がばらばらになった遺体4体と、海に流れましてグランディに運ばれた20体を含めまして直接死が589。それと関連死、低体温であるとかショック死が20というふうな609。これは宮城県のほうでとらえた今回の数字というふうなことで、そういう内容でございます。

それから、2点目の質問でございますけれども、消防のポンプ小屋の件でございますけれども、19カ所を持って、名足も今回対象に入っております。現在住んでいる場所とか、その辺はまたいろいろ設置に当たりまして実情を調査しまして、適切な場所等を協議の上設置申し上げたいというふうに思います。

失礼しました。行方不明の方は、住民基本台帳上は273。これはすべて3月9日現在ということでございます。それから、警察署発表の行方不明が275ということなんです。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長（鈴木春光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、消防費について質疑を続行いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費、112ページから130ページの細部説明を求めます。

担当課長。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、教育費でございますけれども、初めに教育総務課所管分について概要をご説明申し上げます。

112ページからでございます。教育総務費の1目教育委員会費には教育委員会会議開催に係る費用を計上しております。2目事務局費ですが、前年対比で6,324万8,000円の増となっております。主たる要因でございますけれども、スクールバスの運行委託料の増でありますけれども、113ページ、13節委託料に平成23年度と同様の運行体制をとるためのスクールバス運行委託料1億2,677万3,000円を計上してございます。

114ページでございますけれども、19節負担金補助及び交付金には新規事業として学校給食費助成金を計上しております。この事業は本来ですと23年度からの新規事業としておりましたけれども、震災によって事業ができませんでしたので、24年度からの新規事業ということでございます。86万9,000円を計上しております。28節繰出金ですが、育英資金の貸付事業を継続するため1,000万円増資することとしております。

次に、小学校費の1目学校管理費ですけれども、前年対比で1,100万円ほどの減となっております。主たる要因でございますが、これは五つの小学校を併設して三つの校舎で運営するため、管理経費が少なくなったものでございます。

115ページですが、7節賃金には学習支援として普通学級に配置する教育補助者賃金を12人分計上しております。

それから116ページでございますけれども、2目教育振興費ですが、前年対比で940万円ほど

の増となっております。主たる要因でございますが、117ページの20節扶助費に計上しております要保護・準要保護就学援助費の中に被災児童就学支援事業分が含まれているためのものであります。

次に中学校費の1目学校管理費ですが、前年対比で380万円ほどの減となっております。これも小学校と同様に、三つの中学校を併設して二つの校舎で運営するために管理経費が少なくなったというふうなことでございます。

118ページ、7節賃金ですが、小学校費と同様に教員補助者3人分の賃金を計上しております。

119ページは特にございません。

120ページ、中学校費の2目教育振興費ですが、前年対比で1,970万円ほどの増となっております。主たる要因でございますが、小学校費と同様に20節扶助費の要保護・準要保護就学援助費に被災生徒就学支援事業分も含まれているためのものでございます。3目学力向上対策費1節報酬には外国語指導助手2名分の報酬を計上しております。

若干飛びますが、128ページでございます。4目学校給食費でございますが、前年対比で4,100万円ほどの減となっております。

129ページの賃金には9人分のパート調理員の賃金を計上しております。11節需用費の賄材料費には児童生徒及び教職員1,243人分の給食食材費を計上しております。これは昨年の当初よりも346人ほど少ない数となっております。結果的に、金額的にも2,000万円ほどの賄材料費の減となっております。

130ページ、13節委託料の給食配送業務委託料については、給食配送は3系統ありますけれども、すべての配送を業務委託するための費用を計上しております。

以上、教育総務課所管分の概要を申し上げます。

○委員長（鈴木春光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 生涯学習関係、121ページでございます。4項社会教育費1目社会教育総務費の関係でございますが、1,500万円ほど少なくなっておりますが、これは人件費の関係による減でございます。ここでは青少年関係のいろんな交流事業等、あるいは生涯学習関係の活動等の目でございます。一部、復興費のほうに振り分けた部分がございますが、その予算でございます。需用費の食糧費等は交流事業で本別町とか庄内町で青年の家で合宿研修をするんですが、その食事代等でございます。

122ページのほうにまいりまして、使用料及び賃借料等につきましてもそれぞれの研修等で

青少年のふるさと研修等の経費でございます。この中で去年、静岡の国立青年の家のほうから招待になったんですが、今回は交通費だけ、富士山の登山と交流というふうなことで、ここにふえてございます。あとは19節負担金補助及び交付金の関係でございますが、ここも例年どおりの計上でございますが、生涯学習振興事業補助金520万9,000円。これらも例年どおり社会教育団体、体協とかすばらしい南三陸、あるいは今回はイースタンの分も計上してございます。

それから、2目文化財保護費の関係でございます。これは1の報酬で嘱託員報酬ということで1名計上してございます。これはいろいろ今後、埋蔵文化財の調査等いろいろ出てくるので、経験者を嘱託としてお願いするというふうなことでございます。それから報償費とかいろいろ、この辺は通常の文化財関係の予算でございます。

123ページの修繕料が若干ふえてございますが、これらは流失した文化財の看板等を必要な箇所に設置するというふうなことの修繕料でございます。18節備品購入費につきましても保管用のキャビネット等の購入代となっております。

下のほうの123ページ、公民館費につきましても2,600万円ほど減になっておりますが、人件費それから流失した公民館等、戸倉とか歌津とか志津川がありますので、それらの通常の維持費の減によるものでございます。

次の124ページ、これらは現在は活動できる公民館は入谷だけでございますが、それぞれの場所で必要な事業をするために、通常の形に戻していくような形で必要最小限の事業の予算を計上してございます。特にこれから仮設住宅でのコミュニティー再生あるいは地域づくり、あるいは仮設住宅の住人のいろんな文化活動あるいはレクリエーション活動等、それぞれの公民館のほうで対応していくというふうなことで、必要な部分を計上してございます。

124ページの13節委託料につきましても、入谷公民館の分の宿・日直業務委託料となっております。

それから、ここの14節使用料及び賃借料、125ページですけれども、現在、公民館は入谷だけということで、入谷の公民館の利用頻度が非常に高くなっておりますので、駐車場がないということで今回新たに公民館の前のところ、田んぼになっているところがございますけれども、そこに駐車場を設置するというふうなことで、その賃借料が43万円でございます。それから15節工事請負費、これはその公民館の駐車場の整備ということで敷き砂利をするような形で整備する。それとあわせて公民館の大研修室は2階ですが、ここの床面とブラインドの工事ということで、これも設置当時から全然直っていないといいますが、かなり老朽化しているの

で今回直すというふうなものでございます。

4目図書館費でございます。これは現在、ベイサイドアリーナの前のほうで仮設の図書館ということで設置しておりますが、ここも1,200万円ほどの減でございますが、これは人件費減に伴う減でございます。7節賃金も従来どおりのパートで図書館業務をやってもらおうというふうなものでございます。それから読書感想文等のコンクールもできる範囲で実施するというふうなことでの計上でございます。

126ページでございますが、この辺も消耗品費なども新聞を全紙取りそろえて、いろいろ情報提供等を公民館のほうでやっているというふうなものでございます。ここでは修繕料ということで50万円ほどございますけれども、これは戸倉中学校のほうと平成の森のほうにそれぞれプレハブを支援していただいておりますので、そこに電源を引くための修繕料等です。それから現在、仮設の図書館ということでやっていますけれども、あそこにはオーストラリアのニュージーランド銀行の支援をいただいて、生涯学習館的なものを建てて半分を図書館として使うというようなことで、その辺の電気の修繕というものも出てくるということで50万円を計上してございます。あと備品購入については、図書館の建物でなくてプレハブのほうのエアコンと本棚の購入代金等になってございます。

5項保健体育費の1目保健体育総務費の関係でございますけれども、すみません、ここは申しわけございませんが、体育指導員でなくて名称が変わりましてスポーツ推進員の誤りでございます。訂正をお願いいたします。これは従前のスポーツ推進員の手当ということでございます。16人ほどおりますけれども、いろんな社会体育を推進していただくための方々の報酬でございます。それから報償費32万円、これは体育振興員ということで、従前は60名ほどいたんですけれども、現在活動できるのは入谷地区だけということで10名の計上でございます。

それから、あとはずっと通常の形の、ヘルシー大会はことしはあるということなので計上してございます。それから2目体育振興費の関係でございますけれども、これらも公民館の報償費につきましては各種のいろんな講座とか教室とか、それらの報償費ということで参加費とか、特にビニールバレーボール大会ということで昨年も開催しましたけれども、大変親子で喜ばれましたので、そういう形で今年も実施する予定でございます。それから需用費等につきましてもいろんな各種大会の参加費とか賞状とか額とか、もろもろの需用費等でございます。

それから3目社会教育施設費、これはスポーツ交流村と平成の森等の施設管理費等のものでございますが、800万円ほど減になってございますけれども、これはベイサイドアリーナの蓄電池工事とか、あとは平成の森のフローの関係のろ過器の工事がなくなったための減でござい

ます。賃金から以下、町民プールの監視員とか、そういう形の通常の経費の計上でございます。

次のページにいきまして、委託料でございます。ここの中の指定管理料につきましても4,433万7,000円ということで、スポーツ交流村が70万円ほどふえてございます。平成の森の指定管理料につきましても16万円ほどふえているような状況でございます。それぞれこの二つの指定管理者につきましてはいろんな災害対応ということで、追加経費等いろいろ23年度はありましたが、その辺は事前に協議しながら、基本協定では一応額は決めています、その額を基本にした形で予算の委託料を計上しているところでございます。

工事請負費がございまして、これは野球場の整備ということで平成の森のイースタンに向けた球場の整備等を行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款教育費の質疑に入ります。質疑をどうぞ。及川委員。

○及川 均委員 二、三点お伺いをいたします。

まずもって教育長にお伺いをするわけでありまして。今回の震災・津波によりまして県内ならず県外も各小中学校がかなり被災をして、子供たちに被害があったようであります。特に大川小学校等の例を見ますと、大変残念な結果であると思うわけでありましてけれども、南三陸町の場合には幸いにも1人も学校での子供たちの死亡事故がなかった。奇跡的なことであつたと私は思っております。先生方の現場での機転のきいた判断、そのことに私は大変感謝をしておるところであります。

当時、教育長は我が町の教育長ではなかったわけでありまして。しかしながら現職でございますので、今後ということについて少しお伺いをしたいと思います。

一番当時を振り返ってみまして、子供たちの学校での管理、引き取りといいますか受け渡しといいますか、そういった点を反省しまして、災害時のマニュアル等もいろいろあると思うんですけども、本町では4校が浸水をしたわけでありまして。しかしながら保育所も含めまして1人も子供たちに被害が及ばなかった。全くこのことは本当に褒めたたえられるべきことだと私は思っております。

ただ、子供たちの引き取りということで、実は私も震災後3日目に、瓦れきで動けなかったんですが、何とか浜の状況をつかまねばということで、車で歩いたんです。そうしたら馬場地区に行ったらあるお母さんに道路でとめられまして、私の子供が学校にいるらしいんだけど

も、きょうで3日まだ会っていない。これから学校に行きたいんだけど行くすべがないというんです。どうやって来たんですかと聞かれたから、いいからほんで乗れと。学校まで届けるからえべということで私が送った例があったんです。そのときにいろいろお母さんとも話をして感じたんですが、学校に行けば先生方の立場もある。父兄には父兄の立場もあって難しい問題なんだなとそのとき感じたのでありますけれども、3日目あたりまでまだ学校では子供たちを体育館で管理しておったんです。避難して。それらを含めて、さらに先生方は体育館に避難した避難民の支援というか援助、補助、そういうお世話もしなければならなかったわけです。ですから先生方は大変なてんでこ舞いだったわけでありましてけれども、そういったときに職員の災害時の服務規程とか、あるいは子供たちの引き渡しとかの規定はどのようになっておられるのか。それらの災害を受けたことによって今後の教訓としてどういうことを得たのか。さらに今後の課題としてどのようになさろうとしておられるのか。その辺のところを教育長から。一般質問なり何だりでやればいいんですけれども、その辺を簡便にいいですからひとつお願いします。

それから、113ページのスクールバス運行委託料が1億2,000万円ほど今年度もとっております。これは小中学生が対象であるわけですがけれども、高校生は卒業したから本町では後は関係ないんだというわけにはいかないと思うのでありますが、高校生の足というものが皆苦慮しているわけです。鉄道もない。バスなんでしょうけれども、この辺のところの学割等はどういうことになっているのか。町としてこれらの面倒を幾らかでも見るつもりはないのかどうか。そういった問題もあるようです。今、入学時になりまして、今度中学校に上がる子がいるんだけど10万円で足りないなんていう話も聞きます。さらに高校生になると今度は足代かかるんだものねというようなことで、お母さん方は苦慮しているようであります。その辺のところを説明してください。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず初めのご質問についてでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、当町では今回の震災で学校管理下内で亡くなった子供は厳密に言えば2人いますけれども、ほとんどの子供たちが助かっております。これは学校の避難体制とそれから教職員の機転のきいた判断だと、私はそのように思っております。それとあとはいわゆる地震が発生した時間帯のこともあるのかなという感じがありましたので、学校の中で過ごす子供たちがその時間にたくさんいたということもあったのかと思います。いずれにしても大変被害者が少なかったということは、私の町の教職員の対応についてはすごく感謝しているというふうに思ってお

ります。

それから災害時の服務規程等につきましては、学校の服務管理規程の中にはありますけれども、今回の場合はその規定を超えたところがありますので、その辺は今後精査して、そういう場合にどのように職員を勤務させたらいいのかとか、時間外の問題もありますので、そういうことを今後やっぱり検討していかなくてはならないのかと、それは大きな課題だと思います。

それから保護者の方への子供の引き取り等につきましては、これもいろんな問題があります。高台に避難するということが大切なことなんですけれども、自宅が学校よりも高台にあるお子さんがいた場合に、保護者に返したほうがより安全ではないかという問題があります。いやいやそうじゃないという考え方もあります。この辺の親御さんへの引き取りについてもマニュアルにはあります。ありますけれども、やはりそのマニュアルを超えた部分での問題が幾つか出てまいりましたので、今後やっぱり検討していかざるを得ないかなと思っております。

それから学割の件については、復興企画課長に。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） JR線が不通になった以降は、JRラインでの生徒の輸送にかかわる分、宮交のほうにJR側から代替輸送をお願いしていると思うんですけれども、それは恐らくJR運賃の肩がわりの状況で運行されていると思いますので、学割は当然きいていると思います。

あと、その他の町で運行している部分は11路線ございますけれども、現在、災害の臨時シャトルバスということなので、その分に関する料金の発生はしておりません。いずれそういった高校生、学生の足の部分についても、あわせて今年度当初は実証実験も一緒に行っておりますので、もう少しきちんとした形で代替運行ができるように検証していきたいとは思っております。

ただ、どうしても全員が全員なかなか対応できない部分があるかと思いますが、なるべくその辺の不満が出ないような形では対応したいと思います。それと高校生は基本的にはある程度の歳に達しますとバイク通学もやられているようでございますので、そこら辺の調整も当然必要になってくるというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 及川委員。

○及川 均委員 教育長が今話をされた内容でありますけれども、本町では4校が被災されたわけですね。そのうちの3校は浸水被災したわけですが、復旧して今後も利用するわけですね。すなわち浸水した学校は残るわけですね。このことは今後の学校教育において被災浸水した

ということが相当なおもしろになると思うんです。行政の側からすれば高台に移転するのが最良でしょうけれども、それはなかなかかなうことではないということからして復旧して利用するということでありますけれども、父兄にしましてもやっぱり一回浸水した校舎を再利用するという怖さというものがあります。住民が高台に移転したいということと同じで、その学校に子供を通わせるという不安はやっぱりあるわけです。そうしたとき、あしたにでも津波注意報あるいは警報が出た場合の先生方の対応、そうしたことも今即座に求められておるわけです。そうしたことが今回の実際の現場で、どのようにして教訓として各学校によっても対応は違うと思う。そのことを今、先生方と話し合われておるのか。その辺のところももう少しお聞かせください。

それから高校生のほうは北に南にと、町内には高校が1校しかなくて、みんなそれぞれに通っておるわけです。仮設から通って大変な状況に高校生もあるわけですがけれども、せめて子供たちには、被災者はあらゆる税制面で助成されていますけれども、高校生にも罹災証明を出せばただぐらゐの補助があってもいいのかなど。この子たちも一生懸命通っているものなどと思って見るわけです。その辺のところを町としては町外に通う子供たちの足代ぐらゐは持ってもらえないものかなというふうにも思うわけですがいかがですか。そういうのは考えていませんか。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） お答えしたいと思います。

議員おっしゃるように津波で浸水した学校は、具体的に言いますと戸倉小学校、戸倉中学校、それから名足小学校、それから伊里前小学校も一部浸水しております。これらの学校につきましては、戸倉小と戸倉中につきましては前回の一般質問の中でお話し申し上げましたけれども、高台ということと、あと戸倉中については今後、生徒数の推移によって学校のあり方については検討していかなきゃならない。来年度から戸倉小と戸倉中につきましては志津川小学校と志津川中学校に併設になりますので、現在、併設になった場合に、震災が起きた場合の避難については両校の校長等で話し合っておりましたので、当然、志津川小学校、志津川中学校の避難訓練に応じた形での避難になるかと思えます。

それから、名足小学校はご承知のように1階まで水が来まして、来年度はその地域の方々、それから保護者の方々との話し合いの中で、現在は浸水しましたがけれどもその学校を復旧してそこを使うという話でした。それで避難に際しましては、復旧する場合には2階からすぐ駐車場に即逃げられるように避難経路をつくるということです。そこからさらに今度はさらに上の

高台のほうに逃げるということで、逃げる際に一般道を使いますので、その道路の整備等についても今、関係各所と相談しているところでございます。

それから、伊里前小学校につきましては上のほうに歌津中学校がございまして、歌津中学校と一緒に避難訓練をするということで、すぐ歌津中に逃げるというふうな方向で現在、考えております。なお、名足小学校につきましても学校が復旧するまでは伊里前小学校のほうに併設しておりますので、同じような形で3校合同で避難訓練をするという形で進めております。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 通学手段での補助体系のご質問でございますけれども、現在はそういう制度は持ち合わせておりません。ご承知のとおりだと思いますけれども。ただ、あくまで生活支援といった分野で、当該世帯の生活のレベルがどうなのかということもあるんですけれども、一概に一律的な制度設計は恐らく難しいと思います。あとは毎年度の子供たちの進学先に応じて大分変わってまいりますし、現在町で運行している部分については全く負担がかかっていないということなので、町内で志津川高校に通う生徒においては極端な負担はないということでありましてけれども、問題は気仙沼圏域、迫圏域に通学している生徒をお持ちの親御さんだと思います。こちらでも全体数の数値はつかんでおりませんので、もう少し調査の上、これは今年度に交通体系をすべて調査する予定にはしておりますので、そういう制度が果たしてなじむのかどうかという点もあわせて検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、現時点ではその考えは持ち合わせておりません。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 すみません、1点だけお願いします。

125ページの公民館費です。工事請負費の中で、先ほど課長からご説明がありました駐車場の整備といったお話でございます。これにはもちろん私有地をお借りしてやるということなんですが、これは何台ぐらいとめられるのか。それとそのほかに本来の公民館のわきの駐車場が今回大分使われたんですが、特に雨が降ったり天気が悪いとすごく、液状化ではないですが、ちょっと車をとめるのも皆さん気になっているようです。その辺の砂利敷き等はどうなのかお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 駐車場のほうは1,800平米、2反にちょっと足りないぐらいなのでかなりの台数がとめられると思いますので。1坪にしても2反歩で600台というような感

じでかなりとめられるのかなど。あと行くまでの通路がかなり掘られているような状況もありますので、その辺は整備しながら支障のないように通行できるようにしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内昇一委員 震災直後は入谷地区の公民館が幸い機能しておりましたので、我々初め入谷地区の前公民館長を初め大変な時期に支援の拠点として活動したわけです。今はかなりボランティアの方も少なくなっておりますが、当時は下のところがJAの土地だったんでしょうけれども、自衛隊を初めいろんな支援の方々の車をとめている、無断でとめたかどうか知りませんが、もとめられました。ところが今回、葬祭センターをJAのほうでつくりましたし、あとは就職活動センターも整備されましたので、あそこが利用できないということで、公民館側としては駐車場が手狭だったわけです。今回こういう整備をしていただくと大変ありがたいんですが、もとの敷地の分もできたら舗装ぐらいは希望したいんですが。なかなかすぐにはできないと思いますので、その辺どうか。それから出入り口といいますか、川と民家の間が狭いです。おまけにちょっと見えないといいますか、向こうから来た車とこちらから来た車が出くわしますと、なかなかよける場がないということで、その辺ちょっと気になりましたので。

○委員長（鈴木春光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 今までの駐車場というのは、あの辺は確かに舗装なりすればより使いやすくなると思いますので、その辺は館長とも連絡をとりながら早目にそういう形になるように検討したいと思います。

それから入り口のほうは、なかなかそのとおり狭くて、2カ所から入るところがあるんですが、できるだけスムーズに入られるように、今後何か方法があるかどうか検討したいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内昇一委員 すぐでなくてもよろしいので、公民館の内装の整備のこともありますので、それはもちろんやっていただかなきゃなりませんが、同時に道路の入り口といったところもスラブとかで少し広げるとか、もしできましたら今後の検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。星委員。

○星 喜美男委員 117ページの中学校費ということで、中学校ということで伺いたいと思います。けさの新聞にも大きく出ていたんですけれども、新年度から公立中学校において武道が必修化されるということで、いろいろ新聞・テレビ等でも安全性は大丈夫かということで騒がれ

ているようであります。基本的にこれはこういった形で、本人が選択するものではないですね。学校単位でするものなのか、それとも教育委員会が町全体の学校に対して行うのか。まずその辺から。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） お答えしたいと思います。

今、委員からお話がありましたように、今年度から中学校の学習指導要領が完全実施になりますので、その中で中学校の武道ということが導入されます。武道の中身につきましては柔道それから剣道、そのたぐいのものがあります。その選択でございますけれども、これは学校の裁量で決めることになっております。したがってまして学校で何をとりなのか。これは具体的に町内では3校がございます。3校のうち2校が剣道を、それから1校が柔道ということになっております。

○委員長（鈴木春光君） 星委員。

○星 喜美男委員 新聞等によりますと、いろいろ経費面を考えますと柔道を選択する学校が多いのではないかとことですが、剣道が2校ということのようであります。それで一番問題にされておるのが柔道に対する安全性ということであるようであります。データによりますと年に平均4人以上の子供が柔道の練習中に亡くなっているというデータも出ているようであります。その安全対策というものはこういったものがなされているのかお尋ねいたします。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 委員お話しのように武道を取り入れることになって、それを指導する際のいろんな安全性の問題が確かに新聞等で伝えられております。特に柔道につきましては、非常に安全性を配慮しないと大変なことになりますよというふうな報道がされているのは私も読ませていただきました。それで町内で柔道を1校、来年度から取り入れる学校につきましては、ご承知のようにこれは1年生と2年生が、3年生もありますけれども主に1年生、2年生が年間10時間の指導時間でございます。したがってまして10時間の中でまず礼儀作法、実際のところ礼儀作法、武道の精神を学ぶというところで日本の文化伝統を知ることが主なねらいのようですので、その礼儀作法の指導を受ける時間と、それからあとは柔道の場合だと受け身ということで、それで大体時間が多くとられる。

それから一番問題になりますのは、柔道の経験をなさっている方はご承知かと思っておりますけれども、乱取りといましてある程度わざを覚えると自由に組ませて、そしてわざをかけ合っ

練習をするということがありますけれども、これは危険なわざがありますので、特に町内の中学校ではそういう乱取りをするところまではやらないということです。受け身とそれからあとは寝わざとか立ちわざはやらない。仮に立ちわざをやるにしても大外がりとかという非常に危険なわざがありますので、そういうものはやらないということで、その辺の配慮をして安全ということで考えているところでございます。

○委員長（鈴木春光君） 星委員。

○星 喜美男委員 その1校は公表できないんですか。しても構わないんですか。どこでもあれなんですけれども、礼儀作法と受け身ということでそれを重点的にやるということであれば、かなり安全が確保されるという感じはするんですが、いずれ子供たちのことですから、しっかりとした目が行き届くような指導、監視という言い方もあれなんですけれども、必要だろうと思ひまして。それにつけてもきちんと指導できる先生をまず育てるといいますか、ちょうどそういう先生が赴任しておればよろしいと思うんですが、いずれ今度は一夜漬けみたいな先生がそういう指導に当たる場面も出てくると思いますので、その辺はしっかりとした体制でもって指導といいますか安全を確保していただきたいと思ひます。

もう一つ、ダンスの選択というのはどういったものなんですか。柔道にかわるものではないということですか。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ダンスというものもまたあるんでございます。これにつきましては、私もダンスについては詳しくわからないので。わからないという答え方は大変失礼になりますけれども、ダンスはダンスで保健体育の中で指導するということになっております。これも何をするかについては学校の裁量によります。時間数もそんなに多くございませんので。

学校の名前は、具体的に言いますと剣道は戸倉中学校と歌津中学校です。柔道は志津川中学校でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 二、三点お願いします。

114ページ、事務局費の19節補助金と交付金、ここに幼稚園就園奨励費補助金というものがあるんですが、これの中身を1点。

それから117ページの20節扶助費、要保護・準要保護就学援助費の中身です。

それから122ページ、文化財保護費です。先般この文化財の発見によりまして高台候補地がちょっと変更の可能性も出てきているところがあるわけですが、今後、高台移転を優

先するのか、そしてまた文化財をどうとらえていくのか。新聞では町長も言っておったようでございますが、今生きることを優先したいというような強い考え方を述べられているようでございますが、今後この文化財保護とそれから高台移転の候補地の兼ね合いといえますか、考え方といえますか、これをどうこれから進めていくのか。その辺をお聞かせください。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 1点目の幼稚園就園奨励費補助金ということの中身ですけれども、これは民間の私立幼稚園の設置者が園児の保護者に対して保育料を減免した場合、その減免したことによって当該幼稚園の設置者に対して町が補助金を交付するというふうなそういった制度でございます。いろいろ計算ルールがさまざまありますけれども、例えばその子供が第一子目であるとか第二子目であるとか第三子目であるとか、そういったことによっていろいろ補助金の額も違ってまいりますけれども、いずれ制度的にはそういった園児の保護者に対して保育料の減免を行った場合に町が補助金を出すといった制度でございます。ちなみに町内での対象者は1施設、民間の幼稚園は1施設ということでございます。

それから要保護・準要保護ですけれども、これは経済的な理由で就学が困難になったというふうな児童生徒の保護者に対して、いろんな区分がありますけれども、学用品であるとか給食費であるとか通学用品費であるとか、そういった学校各費といえますか、もろもろの経費に係る分を町が助成する、援助費として保護者に助成をするということでございます。この中には冒頭説明しましたけれども、今回の震災によって罹災した部分の被災児童生徒の就学援助費も今までの通常の要保護・準要保護の援助費と合算してこの予算の中には組み込まれております。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 高台移転と文化財ということでございますけれども、文化財の調査、高台移転の候補地に当たっている箇所は前にもご紹介したとおりでございます。4月から県の事業として文化財の予備調査が行われるということでお伺いしておりますけれども、例えば清水地区はもう、波伝谷もそうなんです、その予備調査の結果の状況を踏まえて再度、移転候補の場所を検討したいという地域のお話もございますので、予備調査の結果を持ち寄った上で地域と相談したいと思っておりますし、予備調査の結果、本調査が必要だということであれば相当な期間も要するということもありますので、その辺は地域の方々と状況を見きわめた上でご相談をして進めていきたいというふうに考えております。ただ、文化財につきま

しては、明確にここからここまでという範囲が示されているものでもございませんので、予備調査の結果がどのような結果となるか、それはちょっとやってみないとわからないとも言われておりますので、文化財保護の観点もございませし、あるいは一方で被災を受けて早く住む場所を見つけないという住民の思いもございませが、その辺は文化財という観点をどうしても重要視しなければならないのかというふうに、地域住民もそれは思っているところは変わっていないと思います。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 最初の幼稚園の1施設、これはどこの施設なんですか。大雄寺ですか。そうするとこれは、例えばこれから私立幼稚園が設立されたというようなことが起きた場合には、その新しい施設、幼稚園も該当になるというようなことでよろしいんですね。わかりました。

それから、二つ目のことですが、対象児童は何人ぐらいいるんですか。被災によって児童数がふえたということでしょうかから、被災によって何人ぐらい現状の該当になったのか。

それから今の文化財についてですけれども、課長の話を知くと、やはり今生きている人、早く入りたい人よりも文化財を優先するというような、確かに文化財は大事なことはわかるんですけれども、ほかに適当なとか最適な移転場所、高台候補地がない場合でも、やはり文化財のほうを優先するのか。その辺です。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 要保護・準要保護の認定状況でございますけれども、一応当初予算で見込んでおりますのは通常の要保護・準要保護、これは小学校費のページの質問でございますけれども、小学校費で通常の要保護・準要保護としては46人を見込んでおりまして、被災児童分については275人ということで、そうした人数を見込んだ予算額を計上してございます。ちなみに中学校については一般……失礼しました。いいですか、すみません。中学校については通常の一般認定が43人、被災児童として202人です。それを認定数として見込んだ数字でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財の関係で、遺跡だけでも南三陸町は全部で97カ所あるんですが、それを全部把握し切れているかという半分もまだ把握し切れないような状況です。ただ、やっぱり地域の歴史とか文化を知るためには貴重な町の財産ですので、その辺がなかなか開発行為との調整というものはなかなか難しいところがあるんですが。実際に館とか、何々

城跡というのはすごく昔に住んでいた場所なので宅地には最高の場所がほとんどなので、どうしても高台移転にはかぶらざるを得ないということなんです。実際に調査してみないとわからないので、かかわりがあるかどうかを最初に県の教育長とやりとりしまして、それで後、開発者のほうで仮にかかわりがある場合は変更してできないのかというような協議をします。実際にその変更が可能であれば、そこをかけないような形の開発の仕方とか、さらにまたいろいろと出てきたものによって、こちらのほうで工事のときに注意してくださいということで立ち会いで確認する場合もあるし、いろいろやり方はあります。その辺は実際にその遺跡がどういうものがあるかということがわからないとできないところもあるんですが、そのために試掘したり確認調査いろんな段階がありますので、その段階でいろいろ遺跡を避けながらやれるようなことであれば、そういう方法もできましたので、いろいろこれから復興費の中でも調査費が出てきますが、そういう形でうまく調整しながらやっていかないと。ただそういう意味で遺跡は大切なあれなので、それを無視して開発するようなことは実際に文化財保護法で町が訴えられたところもありますので、その辺を十分に気をつけながら対応していきたいと思っています。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 1番、2番についてはわかりました。そして三つ目ですが、確かに文化財というものは大事なんです。歴史を知る上でも、もしかするとその文化財によって今までの津波がどこまで行っていたかということもわかってくるかもしれないんです。しかし今はとにかく早く移転して住居を持たなきゃいけないというような状況にあるわけでございますので、今課長が言ったような方法で。文化財もいがす。だけど生きている人が早く住宅を持つというような方向で高台移転の足かせにならないような方法で進めていただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 3点ほどお聞きいたします。

115ページの7節賃金のところで教員補助者賃金、先ほどの説明ですと小学校は12人分、それから中学校は3人分ということで説明がありました。これは前年度までは私の記憶では5人ぐらいのような予算がとられていたような気がしますので、この多くなった要因、そういう原因というか多くしたのはどういうことなのか。その辺をお聞きしたいと思っています。

それから今、前者も言いましたように、ページ数は小学校・中学校の扶助費、それから就学援助費、これを今聞きましたら、小学校が46人の275人、それから中学校が43人の202人という

ことで、本当にかつてない多くの子供たちが援助を受ける状態になっているんだなと思っていました。

そこでちょっとお聞きしたいのは、今、国が出している子ども手当については給食費とか保育料なども子ども手当から外していいというようなことが出てきたという話を聞きましたので、この就学援助についても当町では給食費なども外して、そして就学援助費を削る、出さないということのないように。ないとは思いますが、その辺の考え方をひとつお願いしたいと思います。

それから、128ページの給食のところですが、私は一般質問でも申し上げましたが、今度4月から完全な給食ができるようになったのでしょうか。その辺をまずもってお聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 1点目の教員補助員の関係ですけれども、24年度の小学校費で12人分計上しておりましたけれども、23年度、今年度は小学校が10人ですし、あと中学校におきましても今年度、今現在3人を雇い入れしておりますので、数的にはそう大きく変わってございません。小学校費で今年度対比で2人の増、中学校費については23年度が3人ですので、同数の教員補助者を採用しているというふうな状況でございます。

それから要保護・準要保護の援助費の中の給食費、これは当然給食費も援助の対象になっておりますので、これが除かれることはありません。今の給食センターの状況ですけれども、増築をしております、4月の新年度の学期の頭からはちょっと難しいかもしれませんが、いずれ4月の中旬をめどに、そこから正式に稼働したいということで考えております。今、建築中ございまして、間に合えば新学期早々ですけれども、今見込むと4月の半ばぐらいにはなるんじゃないかというふうな状況でございます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 今の課長の説明ですと、今年度と大体人数は同じじゃないかという話でした。私は前にこの問題を取り上げたときがあったんですが、町独自で補助者、学校の中で大変、先生方お一人ではなかなか教育できないということで補助の人数をふやしているんだというお話をされたことがあるんです。私これは随分大きくふやしたなと思って、実はよかったなと思っているんです。というのはこの震災でやっぱりなかなか子供たちが落ちつかないし、子供たちの中で教育は大変な状況の中でしているのではないかなと思ったものですから、こういう補助者の方たちの力をかりるべきだと私は思いますので、この人数については別に申し分な

いんですが、ただそういう点も含めてやったのかなと思ったので確認の意味で質問をしております。

あとそれから就学援助費のことですが、もちろん給食費も含まれているということはわかります。しかし今、国の方針がいろいろごたごたしていますので、就学援助費が支給されない部分が出てくると困りますので、その辺も含めてそういう町としての就学援助費を支給すべきと私は思ったものですから取り上げております。

本当にこういう仕事もなくて、そしてなかなか大変な状況になって各家庭の負担が多くなりますので、就学援助費がこんなにふえるということは当然だなと思って聞いておりました。そういう点で心配ないということでしたら、それにこしたことはないと思いますのでよろしいと思います。

それから学校給食ですが、これは4月半ばごろから稼働するというお話でした。そうしますと完全かというと今までの給食、震災前の給食と同じようなことでできるわけでしょうか。

それから前回も私は取り上げたのですが、放射線の線量についての材料について、そういうことが計測できるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。町としてやるのかどうかということですが。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 給食センターのことですけれども、4月の中旬から正式稼働で、従来と全く同じようにすべての調理品を自前で調理をするということで、調理体制は震災前と同じ内容となります。

それから放射線の関係ですけれども、これにつきましては国の文部科学省の学校給食検査設備費補助金事業を活用して、宮城県のほうで放射線の測定機器を購入して各教育事務所のほうに配置をするそうです。それで管内の南三陸教育事務所のほうにもその機械が配置をされまして、4月の末ごろから稼働するといった通知が入っております。あくまでもこれは簡易検査ということでございますけれども、4月下旬から業務開始予定で、食材のサンプルを使用する前に持ち込んでいただいて、検査をして即その場で検査結果を知らせる。あとその検査結果においては県のほうでも結果を公表するというので、うちの町でもそれに申し込みをしておりますので、4月の下旬から放射線の食材の検査はスタートすることで今考えております。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 線量測定についてですが、簡易のやり方で使用前にやるということですね。

種類は全部やるのか、それとも抜いて何種類かに分けてやるのか、その辺はわかりませんですね。わかるかなと思ったんですけども。何なら私は完全に全部やってほしいと思っていますし、それからもう一つはぜひそういうものを家庭のお父さんやお母さんたち、家庭の中に知らせていくということも大切なので、心配ないようにぜひ子供たちの家庭にも知らせてほしいと思っていますし、もちろん私たちにも知らせてほしいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 教育費。何ページということではなく全般的にわたるのかなと思いますけれども。まず来月が入学シーズンに入るわけですけども、そのような中で少子高齢化時代になっております。当町においても卒業式に行っても随分生徒が少ないものだなと思って見ているところでもあります。そのような中で入学生の入学動向といたしますか、昨年と比較してどのような内容になっているのか。できれば学校別に説明をしていただき、さらに教育長にですけれども、今後の入学生がどのような傾向にあるのか。その辺の考え方、説明をお願いします。

それから職員の手当等、これは別に手当をどうこうということではありませんが、今国会でも子ども手当、名前は子どもの手当と呼ぶのか、児童手当というのか、子ども手当というのか、今いろいろ問題になっております。その中でどのような内容で子ども手当、職員の手当のみならず、児童手当というのか、民主党の掲げたマニフェストはどうもうまくいかないというようなことでいろいろ問題になっておりまして、このたびの国会で一部変更されたようなふうに話されていますので、本町にとって本予算が別にどうなっても変わらないのか、変わりがあるのか。その辺の説明をお願いいただきたい。

それから三つ目ですけども、114ページの繰出金の28節育英資金の貸し付けの内容について、現在の内容がいかようであるのか。その3点についてご答弁をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 1点目の今度、24年度に就学する子供の数の学校別の状況、入学者です。志津川小学校で46人です。今は23年度ですから現在の、22年度ですか。22年度の状況は……すみません。志津川小ですが、22年度が……。

○委員長（鈴木春光君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は2時40分とします。

午後2時22分 休憩

午後 2 時 4 0 分 再開

○委員長（鈴木春光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きの答弁をお願いいたします。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 大変失礼いたしました。

児童生徒数の状況でございますけれども、22年度ですので今の2年生が震災前に入学したときの数でございますけれども、志津川小学校が83名、戸倉小が15名、入谷小が19名、伊里前小が21名、名足小が16名で154名でございました。それで、ことしの震災後に志津川小学校が38名、戸倉小が13名、入谷小が15名、伊里前小が21名、名足小が13名で合計100名でございます。あとこの4月の就学予定者が志津川小で46名、戸倉小で9名、入谷小で6名、伊里前小で21名、名足小で13名の95名となっております。ですから22年度対23年度で54名減です。それからこの4月に入ってくる子供は95名ですから5名減です。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今後の児童の傾向でございますけれども、これ以上ふえるというようなことは予想的には考えるものがないのかなど。ちなみに国のほうで出している規則の中では標準の学級数、小学校の場合は12学級以上18学級までを標準をしておるようです。具体的に申しますと、宮城県では小学校は2クラス以上の12学級以上ということで考えております。中学校は3クラスの9学級以上という考え方をしております。したがってこの標準の学級数に当てはまるのは、町内では志津川小学校の14学級と志津川中学校の9学級ということになるかと思えます。あとは小規模の学校ということになります。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 子ども手当の件について、私どもから説明をさせていただきます。現在、国会のほうで新しい法律ということで子ども手当法ということで審議されているようです。3党の合意がなされて新しい法律の案を国会に出しているということで、きょうあすにそれが通るのではないかなというふうなお話を聞かれております。

それから名称が変わるんですが、支給額などの中身は変わりません。それから所得制限などについても変わりません。それから扶養控除についてどうするかということについては、継続的に検討しようというふうなことで、3党の合意の案の中に盛り込まれているというふうな状況です。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それから育英資金のご質問でございますけれども、育英資金の

管理している台帳が津波ですべて流失をいたしまして、その関係で23年度については貸付事業は行えませんでした。今いろいろデータを集めて台帳の復旧作業をしているわけですが、今現在においてわかった、台帳が復活できたのは約半数、貸付者が120名ほどいるんですが、今の段階で半数ほどはいろいろ財務会計のデータといったところから情報を集めて台帳を復活できそうなんですが、後の半数についてはまだ調査中というような状況でございまして、その関係で今後また24年度から貸付事業を継続するためには原資が足りないということで、24年度に1,000万円を追加していただいて、また24年度に貸付事業を復活させたいというふうに考えております。

通常ベースですと、その年度に単年度で貸付決定できる数は大体10人前後でございました。今年度は1,000万円増資しますけれども、震災前と同じ規模での貸付事業は一気には難しいということで、その半数ぐらいにしか貸し付けができないのではないかとこのように思いますけれども、とりあえず事業を継続するというので、24年度に1,000万円増資させていただくというのでのご提案でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 生徒の動向、入学関係が説明されました。22年度よりも23年度のほうが50名ほど減っているのかなというふうに、そして23年から24年は5名ほどだと。とまってきたのかなという感がするわけですが、そのような考え方でいいのかどうか。今後の見通しについては難しい、多くなるということは考えられない。そのとおりだと思います。

そこで私は、ますますこの災害の関係で他町村になどどんどん若い人たちが転出するということになれば、これはとんでもない生徒数が減ってくるのかなと、そのようなことを危惧しているわけですが、それにつけてもやはり結婚する人もまた少なく、独身者が多くなってきますから、やはりそのような中では結婚を奨励するというか、婚活のようなものはどんどん支援をして。結婚しないことには子供は出ませんから。今、法律は出たかどうか、結婚しなくても子供ができればそれでいいんだと。それでいいんだということはおかしいけれども、何かそういうふうに。その辺の法律がどうなっているのかわかる人は答えてください。そんなことも話されております。

とにかく結婚を進めるということで何らかの、結婚しなければ赤ちゃんが出ませんから、今言いましたように一人で出ても別に、多くなれば国ではいいんだと、認めるということをやっていますから。認めたら認めなくて出るものは出るんですから、それはいいんですけれど

ども。今後、本町でも結婚、婚活に力こぶを注いでどんどん支援をして。ついでだからこれはわかる人でいいんだけど、結婚適齢期、男女合わせて本町に何名ぐらいおりますか。結婚適齢期といったら40歳までのことを言うのか。あるいは50歳まで言うのかわかりませんが、あなた方は専門家だからわかるんでしょう。結婚適齢期とは何歳から何歳を言うのか。わかればその数を。これは今後の将来の南三陸町にとって重要なことですので説明をいただきます。

それから、子ども手当につきましては子供の手当だか、子ども手当だか、児童手当だか、とにかく額には変更がないんだという説明なので。本当なのかなと思いますよ、額の変更がないというのは間違いありませんか。自信を持って額に変更がないと言えますか。いかがですか。

それから育英資金、これはやはりこういうものはどんどん原資を増額して、人材育成をしていったほうがいだろうなと思います。今後の見通し、それらについてお伺いをいたします。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 結婚適齢期のご質問でございますけれども、なかなかお答えが難しい内容だと思います。女性にとっては特に出産適齢期が逆にございますので、余り晩婚化していくのは問題なのかなと思います。逆に男性については、最近は晩婚化の動向が見られますので、そういった面で今は直接、町での婚活の事業というものは行っておりませんで、先日、別のご質問もありましたけれども、できるだけ民間の団体の事業でそういった婚活の部分で、いろいろな出会いの場の創出とかをこれから図っていただくのが一番効果的なんじゃないかというふうには考えてございます。町で用意している補助金の弾力運用もこれから考えていかなくちゃいけないですし、震災直後ということもありますので、補助金の補助率等もあわせて見直しをかけたいと思いますので、そういった制度を使って婚活事業に寄与していただければいいのかなというふうには考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 子ども手当の額につきましては、現行の子ども手当と、新しい法案が通ればですが、児童手当は同額でございます。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 育英資金についても、24年度については一気に震災前の状況までの貸付事業は難しいかもしれませんが、なるべく早い年度に本来の事業ベースにのれるように、そういうふうな形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 生徒数で、私は22年度と23年度の入学児童が今年2年生になる方が、22年度が154名、23年度が100名、そして24年度は5名減だということによろしいですね。それによろしいかどうかということをお伺いしているんだから、いいとか悪いとかでない。それでないと、お前が言っているのは違うということであれば言ってもらえれば。それでいいですか。もう一回答弁してください。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 数はそれによろしいんですが、22年度は震災前の、今の2年生が入学する当時の人数でございまして、23年度は震災を受けての人数ですから。ちなみに震災を受けなかったとした場合の人数もありますけれども、申し上げますか。今年度。以前に特別委員会等で資料もお渡ししていますけれども、23年度、今年度については震災を受けての数ということで、本来震災がなければもっと数は多かったんですけれども、震災の影響で減ったというような状況もございまして、よろしく願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 震災でということは他の町に。みなし仮設ですか、あるいは登米市に行って入学している人が多いんだというような意味なんですか。震災で犠牲者が出たわけではありませんからね。そうするとそれらの合計で幾らぐらいになったんだろうと、私は聞きたいと思います。他の町に行って、22年度は150名あって23年度は100名だと。約50何名少なくなっている。その150何名が登米市だとかあるいは藤沢だとか、そういうところに行って入学しているんでしょう、確かに。そのような関係の子供たちも含めて、わかりますか。含めてその数が把握できているとするならば、50何名も1年に減ったら大変です。二、三年で1人もいなくなるんでないべかなと思うぐらいで。その辺を把握しておればです。当然わかるんでしょう。南三陸町の震災で避難、他の市町村に行っている方の動向、それはどうですか。わからなければいいですよ。わかるなら説明してください。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今、直近の数ではないですけども、昨年12月あたりで調査した数でございまして、一応転校ということで住所を南三陸町から他町村に持っていった数の合計で115というふうな数字を押さえております。住所を移動した分です。それから町内に住所を置きながら学校を別なところに、区域外就学と申しますけれども、その数で135人ということで、250人ぐらいがそういったことで転校。

今のは合計でございますけれども、入学生だけの部分の数字はちょっと押さえておりませんので。申しわけありません。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 何点か数字の面で教えてください。

113ページ、事務局費のスクールバス等運行委託料、これは1億2,677万円ありますけれども、この部分は戸倉地区とは限定していないんですけれども、登米地区に仮設で移転された方がありますけれども、この辺に関してのスクールバスの運行は1日に午前・午後で何回か。あとここに入った子供たちが通学して、今度は志津川中と志津川小学校に来るわけですが、登米市から志津川に来るまでの通学バスは大体何%ぐらいがこの分の経費でかかっているのかなど。その辺わかっていたら教えてください。

あとは114ページ、事務局費の負担金及び交付金の部分の幼稚園就学奨励費補助金。この辺の関連ですが、南三陸町において幼稚園とか保育所の待機児童というのはいるんでしょうか。その辺の数字がわかりましたら教えてください。

あとは117ページ、教育振興費の使用料及び賃借料。あとこの部分のコンピューターリース料、これは小学校で大体754万円、中学校で871万円、合計で1,600万円。これがリース料でかかっていますけれども、この辺のパソコンの台数。こんなにかかるものなのか。この3点を教えてください。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） ただいまのスクールバスのほうですけれども、戸倉の扱いですね。登米市から新年度こちらに来る。登米市から新年度において志津川小・中のほうに通う体制としてはバス3台で搬送する計画となっております。具体的に申し上げますと、南方仮設から出発する便と、あとは柳津から出発する便と、それから神割崎の仮設から出発する便と、一応3台で搬送する計画となっております。

費用については、その部分だけを取り出した額というのは今押さえておりませんが、戸倉の分だけを抜き出した費用というのは今抜き出しておりませんので。申しわけありません。後ほど回答させていただきたいと思います。

それから、2点目の幼稚園については……先に3点目のほうでコンピューターリースの関係です。小学校の分ですと104台です。それから中学校の分で110台、これは子供の教育用のコンピューターの台数でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 幼稚園、保育園等の待機児童についてのお伺いですが、町立の保育所・保育園につきましては待機児童はおりません。幼稚園につきましてはこちらでの把握はしておりませんが、今のところ今年度につきましては、23年度は保育料がすべて無料となっておりますので待機児童はいないと聞いております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 待機児童ということで、最後だったのもう一回お聞きしますけれども。0歳児の部分でその枠がないということで入れなかったという話も聞いているので、0歳児の部分、その辺がなかなか人数が限られている分しか伊里前とか志津川とかが入れないということなので、その辺はどうなのか。箇所のわかる範囲でお願いします。

あとはスクールバスの件は、大体わかっているんですけども。ただ課長に聞いたかったのは、1億2,000万円のうちの例えば南方とか登米市に移転した方を送迎するための経費として2割ぐらいがこの部分を占めている割合だとか。私の感じる範囲では3割ぐらいはその辺にかかわってきているのかなと。1時間ぐらい南方と横山関係ではかかりますので、その時間帯を考えてもそれぐらいかなと。あとはスクールバスに関しては朝夕1回というような認識でよろしいでしょうか。

あとはパソコンに関してですが、今は大体214台、それでもって1,600万円ということは大体1台当たり8万円ですか。概算で。リース料が8万円、すごく高いんじゃないかなという気がしたので。結局そのリース料を考えた場合に、何年間このリースを続けて、結局リースが完全に終わって、あとそのパソコンをどうするのかというような問題になっていくと思うんです。その辺の何年借りて云々という話がわかりましたらお願いします。

あと、ウイルス対応ということで小学校は入っているんですけども、中学校の部分がウイルス対応が入っていないということは、インターネット関係が中学校に関してはつながっていないということなんでしょうか。ウイルス対策の件です。その辺お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 先ほどスクールバスの運行経費の部分でお答えできなかったんですが、今確認をしましたけれども、戸倉小・中分の経費は1,920万円ほどです。それは寺浜発の3台分なんですけど、柳津発と南方発の分、要するに登米市からの部分の費用については1,300万円ぐらいとなります。1億2,600万円のうちの1,300万円が登米市分、戸倉小・中全体としては1,920万円ほどといった費用となっております。

それからコンピューターの分ですけれども、リース期間については5年となっております。5年リースで購入をしております。あとの中学校費にはなくて小学校費にはあるというウイルス対策は、実は中学校のコンピューターは平成22年度に3中学校すべて更新したんです。その更新した際にウイルス対策ソフトの更新料もすべてリース料に一括した形で契約したものですから、その関係で中学校費にはウイルス関係の費用が入っていない。小学校費については一部そういった別々契約の段階の部分がありますので、小学校費のみにウイルス対策ソフトの更新料が入っているといった状況でございます。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 未満児と言われる保育の分だというようなことだと思うんですが、基本的には11カ月児未満につきましてはお預かりはしておりませんので、11カ月児以降のお子さんをお預かりするというようなことでございます。それにつきましても基本的には23年度については、申し込みがあった部分についてはすべて受け付けをしているという認識でありますし、それ以前のお子さんについては保育はしていないということなので、待機児童はいないということで認識をしております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 では最後に。今の話ですと、これもある方からどうなんですかねと聞かれたんですけれども、24年度に入るに当たって、その枠がないのでなかなか決定しないというような話も聞いたんです。そういった中でもっておかげさまで入れましたと。私は何も動いたわけじゃないですけれども。そういったことがあったということは、入れたいんだけどなかなか枠があるので入れない。だからそういったことがあるのか、その辺の関係を教えてください。24年度です。

あとウイルスの関係はわかりました。だから金額的にやっぱりちょっと違っていたということだと思います。ただこのパソコンが5年を過ぎた場合に、幾らか二、三割の価格で後は全部買い取りという形に町のほうでなるのか。やっぱり年間ずっとこういった形でお金がかかっていくというような、例えばリースをした場合にかかっていくということは、やっぱり町の経費の財源の無駄だと思いますので、買い取りをして常時置いて、使えなくなったら廃棄していくというような方法が一番の財政の無駄じゃないんじゃないかなと思います。

あとはスクールバスの件ですが、やっぱり3割ぐらいだと思います。登米市から南三陸町にスクールバスを運行することによっての財政的な面が大体3割ぐらい。それというのは登米市に仮設を置いたからそういった3割が上積みになっていると思います。三千数百万ですか、そ

の辺が仮設ができるまでずっとこれからかかると思うんです。だからその辺は早く、課長は戸倉地区と言っていますけれども、志津川の人たちもたくさん行っていますので、戸倉に限定しないでとりあえず早く災害公営住宅とか、そういったここに戻す手段をやっぱり町として講じることがこういったスクールバスの軽減につながっていくのかなど。ただ、多くの人たち、南方で440戸か30戸、あとは横山、柳津の辺で大体200近く行っていますので、この辺を全部高台移転ということはなかなか難しいんでしょうけれども、やっぱり一日も早く移すことによってこういった無駄な経費を削減できると思いますので、その辺の取り組みを町長にはぜひ一日も早くお願いしたいと思います。

では、待機児童。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 24年度ということでご説明をしたいと思いますが、定員をもう既に超えております。先ほど申しましたように未満児の方で預けをしたいというようなことで申し込みがございましたが、委員ご存じのとおり保育に欠ける要件というようなところを満たさなかったというような方がやはりいらっしゃいます。その辺の条件等を勘案して、今のところ24年度については待機が若干発生しているという状況にあるということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） コンピューターですけれども、一応5年リースなんですけど、リース終了後も一括買い取るよりはまたさらに再リースでつないだほうが効率的だというような判断でやっています。あと5年も過ぎますと基本ソフトも大分古くなってまいりますので、そういう形でのリースでつなぐという判断でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 この款だけでなくほかにもあったんですが、子どものための手当。ちょっと私はこれについて説明が聞き取れなかったものですから、改めて説明をしていただきたいと思いますふうに思います。

それから文化財保護法と高台移転の関係ですが、4月から予備調査をして、その結果によって地域の方々と相談して進めていくというようなお話でありますけど、これは町長なじょなんだべね。文化庁に対して特例とかということで認めてもらうことはできませんか。例えば震災によって高台移転を余儀なくされているということで、私どもの町では97カ所もあるということ

ですから、そこを今度除くとなると、なかなか高台の選定をするのに大変厳しくなってくるんじゃないかなと思うんです。ましてや今度は調査するのに時間がかかる。そうしますと安全で暮らせる時期というものがまたさらに遠のくというような観点から、法律ですから特例ということもありますので、特別にそういった措置をしていただけないかというような文化庁に対してのお話はできないのかなというふうには感じておりますので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど中学校の武道ということで剣道それから柔道、ダンスとお話がありましたけれども、歌津と戸倉につきましては剣道をやる。ただ志津川は柔道だということで、今、新聞・テレビ等では危険な授業だということで警鐘を鳴らしているわけです。安全性の面でそれだけきちっとした指導者がいるのかどうかという。なぜこういう今問題になっているときに、あえて柔道をしなきゃならないのか。柔道の利点というものは剣道と比べてどう違うのか。いろいろな経費の面とかがあるでしょうけれども、しかしそれよりもやっぱり安全というものが最優先されるべきだと思うんです。だからなぜあえてこの今の時期にそういう危険な授業を取り入れなければならないのか。よその中学校が剣道なら、何も志津川だって剣道でいいんじゃないですか。何かほかよりも変わったことをやってみたいという感覚でやっているのかどうか、その辺はわかりませんが。

だからといって今度はダンスとなると、教育長もダンスというとはぴっとこないでしょうけれども、私もこないです。知っているのはチークダンスぐらいなもので。だめですよ、チークダンスを授業に取り入れては。授業になりませんから。私たちだって相手によっては正気でなくなる時もありますので、くれぐれも剣道にさせていただければと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 予算の中の子どものための手当ということで、全科目にわたって書いてありますが、これは職員に対する手当支給の事業所負担というようなことでございます。公務員の部分を役場のほうで負担する、役所のほうで負担をするというようなことになっておりますので、その分が予算として計上しております。要は児童手当にかわる制度ということでよろしいでしょうか。先ほど4番委員に説明したんですけれども、児童手当という名称が復活するまでは子どものための手当ということで仮の名前をつけて各予算措置をしてくださいというようなことだったんです。それが今は子ども手当法という6カ月間のつなぎ法できているものですから、このような子どものための手当という形で予算措置をしました。要は予算書

をつくる段階では児童手当というものは復活していなかったもので、こういう名称にさせていただいたということでございます。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 文化財でございますが、基本的には調査せざるを得ないということですので、後はいかに短期間でやっていただくかということでやりたいというふうに思います。いずれご承知のように文化庁のほうも職員を派遣して、そういった調査を短期間で進めるというふうな話をしておりますので、我々としてもそういうことでお願いをしていきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 中学校の武道の件でございますけれども、志津川中学校が柔道を取り入れたということ。基本的には各学校で剣道にするか柔道にするかを決めるということが基本でございますので、私が確認した時点でもう来年度はこういうふうに決めたということで取り入れておりました。それで柔道を指導する際には、委員がお話しなさいましたように安全第一で考えたいということでやっておりました。先ほど申しましたけれども、いわゆる取っ組み合いとか試合形式でやるということはないで、受け身とかそれから礼儀作法とかということに重点を置いて指導したいというふうな話でございました。ただこれは来年度またどうなるかは、25年度がどうなるかはまたその時点で学校が考えるということになりますので、現時点では24年度は、志津川中学校は柔道を取り入れたいという話でございました。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 ああそうでしたか。先ほどの質問は子ども手当という表現の中で説明されてきたから、子どものための手当とは別の問題だと思って聞いていたものですから。そうすると同じですね。子どものための手当と児童手当になるのかどうなのかということで変わっていくということで。公務員ならではの手当だなという感じがするんです。一般の会社で児童手当とか子どものための手当なんていうものはないわけで、改めて公務員はいいなというような感じがいたしております。何のせいかんのせいと、いろいろな文言を使って手当をいただくというのは公務員ならではの手法といいますかやり方ですから、法律でそうなっているものですから何とも言えないですね。はいわかりました。

それからできるだけ早く。早くやるということで調査をやると思うんですけれども、しかし場合によってはストップがかかる可能性もあるわけです。場合によっては。それがどの程度のストップがかかる、重要度とか、その辺がなかなか見えないと思うんです。だって文化庁

の人たちが、あっこれは重要ですと言ったら即ストップ。それが1カ月、半年、1年になる可能性もあるので。だから早くやるのはいいんですが、早くやるよりも特例で認めてくれないかと。これは文化財保護法という法律の中で、先ほど課長が言ったように市町村が訴えられて裁判になったという例もあるということなので、何も裁判までする必要はないけれども、できるだけそういうふうなことをないように特例ということで。やっぱり安全に生活するというのが一番の優先される事柄なんです。文化財も大事ですけども、それ以上に人間が安全に生活できるということを最優先にして。文化庁の役員だってやっぱりその辺を語ればわかるんじゃないですか。何か我々は我々だという既得権というか、日本のなには区切られていますから。おれたちが一番えらいんだみたいな感じで、我々の許可をもらわないことにはやってだめなんだ。なんていうことであるものですから、そこは何とか特例でやっていただけないかなということなんです。

それから中学校の安全を優先にしてやってもらおうと。どこの学校でも皆そうなんです。しかし事故が起きているんです。だれも事故を起こすべとってやっているんじゃないんです。皆さん安全を考えてやっているにもかかわらず、柔道は事故が起きますよということを今はテレビ・新聞で警鐘を鳴らしているんです。子供たちですから先生が一々、一人一人全部見るわけではない。ふっと目を話したときに乱取りというか、覚えるとやるわけじゃ。そこでけがをするんです。幾ら指導者がついていても。だからそういうところももう少し考えていかなければならないかと思うんです。けがや事故が起きてからではもう遅いんですから。その辺なんです。校長先生のほうに、どうですか、もう少し考え直したらぐらい教育長のほうから語ってもらったほうが私は安全かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 子どものための手当について補足をさせていただきますが、役場のほうで手当を支給する場合には予算が伴わないと支給できないということで、予算書の中に調整をさせていただいております。それから民間の会社も同様に会社負担ということで、子どものための手当を各社ごとに措置をしているということでございますので、公務員だけということだけではございませんので補足をさせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 中学校の柔道につきましては、私も安全については非常に懸念しているところがございます。学校経営の中心は校長なものですから、校長の裁量というものは重要視しなければならないということは委員もご承知かと思えます。それで柔道の指導の体制等も

含めまして、安全を十分に図るような学校の体制等については教育委員会のほうでいろいろと指導等はできるかと思えます。ということで対応していきます。よろしくをお願いします。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 子どものための手当は民間もいただいているということですが、我が南三陸町で法人が結構あるわけですが、この子どものための手当を支給している法人は何カ所ありますか。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 企業の数というのは私どものほうでは把握しておりませんが、町内にいる子供たちは支給要件に該当すれば全員もらっているということでございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 いやいや、子供がいるからもらっているということではなく、我が町の企業、法人というか個人企業でもいいです。法律がそうなっているんですから。そういう子どものための手当というものは何社支給されていますかという質問なんです。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 会社の数につきましては承知しておりませんが、すべての会社がそういう要件に該当するという事だと思われま。

それから支給の額でございますが、65ページの歳出予算の民生費のほうにございますが、今年度2億1,700万円ほどということでございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 違うんだ。私が言っているのは、この手当は公務員だけもらっていないと、一般の企業もそういう法律だという話だったでしょう。だから南三陸町の企業、法人では子どものための手当というものを支給されている会社は何社ぐらいありますかという質問なのさ。企業負担とか何かじゃなくて、支給されているのは。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 企業という答弁だったのでちょっと混乱しましたけれども、すべての会社のほうの事業主負担というんですか、そういったものがあるというようにお考えをいただければいいのかと思えます。ただ、数につきましては今こちらのほうでは把握をしていないということでございます。いわゆる会社云々よりもすべての子供が対象になるというふうにご理解いただきたいと思えます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。なければ9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費から13款予備費まで、131ページから137ページの細部説明を求めます。担当課長。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは10款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費でございます。3目漁港施設災害復旧費でございますけれども、15節工事請負費、これは拠点漁港以外の15港の物揚げ場と船揚げ場、これの災害復旧費でございます。

続きまして、132ページ、道路橋りょう災害復旧費でございます。13節委託料でございますけれども、これにつきましては協議設計という他の省庁の河川とか海岸保全という施設と道路がぶつかっているところです。これの設計費用でございます。道路が6カ所、橋梁が3カ所、合計で9カ所でございます。それから15節工事請負費でございますけれども、これは道路の災害復旧費でございます。道路につきましては件数が18カ所、それから橋梁が3カ所、合計21カ所でございます。

それから2目河川災害復旧費でございます。13節委託料につきましては航空写真とかで今回ブロック査定というものを受けておりまして、これから査定で通ったものをもう一度測量して発注をするということでこの委託料をとってございます。これは12河川でございます。それから15節工事請負費でございますけれども、これは河川災害という工事でございます。12カ所の工事請負費でございます。

○委員長（鈴木春光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 同じく132ページの文教施設災害復旧費の1目公立学校施設災害復旧費でございますけれども、13節委託料3,100万円でございますが、説明欄の上段の分の学校施設災害復旧工事設計業務委託料につきましては名足小学校の復旧工事の設計委託料2,500万円でございます。下の学校施設災害復旧工事監理委託料600万円でございますけれども、あとは133ページの15節工事請負費6,000万円でございますが、この13節の工事監理委託料と復旧工事分については、戸倉小・中と名足小を除く5校分の復旧工事に係る費用でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは133ページ、その他の公共施設の1目消防防災施設災害復旧費でございます。防災無線の復旧につきましては同報系と移動系の復旧を図るものでございます。それから午前中に申し上げましたけれども、消防車庫復旧というふうなことで19

棟を復旧するという内容でございます。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 133ページの下段でございますが、公債費でございますけれども、元金で1億5,600万円、前年度より増でございますが、これは歳入で申し上げましたが平成19年度に南さんりく斎苑を整備した際に、宮城県と共同でケヤキ債というものを発行いたしました。5年間後に一括償還ということで1億円を今回計上させていただいたので、こういった前年度より1億5,600万円増というような形になりました。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 134ページをお開きいただきます。12款復興費、これは新しく新設した款でございます。1項復興総務費でございます。1目復興管理費につきましては、これは復興事業推進課配属の職員の人件費と年間の経常経費を計上いたしております。25節積立金につきましては、これは交付金の額が決定し次第、補正計上をいたすものといたしております。

2目地域復興費でございますが、これは県の交付金を積み立てた地域復興基金を財源として実施する各種ソフト事業を計上いたしております。13節委託料には新規事業として東日本大震災の災害検証業務委託料1,500万円を計上いたしております。次に、地域復興基金の23年度末の見込みの現在額でございますけれども、16億2,300万円でございます。

続いて135ページの復興推進費、3目でございますけれども、これは町へいただいた寄附金を積み立てた震災復興基金を財源として実施する事業を計上いたしております。11節需用費の消防品費2,208万円でございますけれども、これは消防団員の活動服や交通指導隊員の制服等の購入を予定いたしております。15節工事請負費には生涯学習館の建設工事費、19節負担金補助及び交付金では再開した商店街への復興支援補助金として1,000万円を計上いたしております。震災復興基金の23年度末見込みの現在高は2億3,500万円でございます。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 次に136ページをお開き願いたいと思います。12款2項復興土木費のうち1目防災集団移転促進事業費でございます。13節委託料につきましては町内29カ所、町内全地区の各種調査等の委託料のほか、土地の売買に必要な各地区の鑑定委託料を計上させていただいております。調査と委託料の内訳につきましては実施計画の策定費、地質調査、測量設計、用地測量といったものを見込んでおります。

次に17節公有財産購入費でございますが、防災集団移転の用地として寄木、葦の浜、藤浜、この3地区の集団移転先の用地買収費を計上させていただいております。面積的には三つ合わせますと3.7ヘクタールを見込んでおります。今後、地域の合意形成が進んだ段階で随時、復興交付金の申請を行いながら増額補正をしていく予定となっております。

次に2目都市防災総合推進事業費でございます。8節報償費につきましては復興計画策定会議、いわゆる有識者の委員の謝金のほか、各地区の復興に伴いますまちづくり協議会等へのアドバイザー等の謝礼でございます。13節委託料につきましては、先般2月の臨時会等でご決定いただきました津波シミュレーション等の策定を含めたプログラムマネジメントの委託料でございます。これにつきましては復興交付金で減額の内示をされておまして、今後、復活の折衝あるいは減額の補正といったもので修正をかけていきたいというふうに考えております。19節負担金補助及び交付金の復興まちづくり協議会の補助金につきましては、先ほどアドバイザーとお話をしましたが運営費の補助というもので見込んでございます。

次に3目がけ地近接等危険住宅移転事業費ということで、19節負担金補助及び交付金といたしまして18億9,036万円を計上しておりますが、これにつきましては個人の移転に伴います借入金、ローンの利子分の助成金でございます。今年度で計上しておりますのは補助事業で最大額でございます708万円で267戸、267世帯分を見込んで計上させていただいております。

○委員長（鈴木春光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 3項復興教育費でございます。1目埋蔵文化財発掘調査事業費でございます。賃金としまして大体34カ所、高台移転を含めた事業に係る分、あるいは個人、あるいは企業等の関係で調査する場所は34カ所ぐらいを見ております。大体1カ所いろいろ大きさは違うんですが、100平米ぐらいに見ていて80万円というふうな予算をめどにしてございます。それで賃金としまして740万円。これは単純に34カ所で割ると1カ所当たり大体30人ぐらいの予定ということでございます。それから旅費については大体14万円ぐらいの旅費というようなことでございます。

あと需用費は、いろいろ発掘調査をするためのもろもろの消耗品、スコープであったりブルーシートであったり、その辺のものでございます。印刷製本については調査した報告書というものとか、あるいは縮小コピーとかというものでございます。役務費は機器の運搬とか電話料とか、そんな感じのものでございます。委託料は143万7,000円、空中写真とかそれから遺物の分析鑑定というふうな委託料でございます。使用料及び賃借料ということで、これも単純に34カ所で割ると1カ所当たり36万5,000円ぐらいかなということでございますが、これはバック

ホーとか発掘するためのもろもの重機、あるいはダンプであったり、水が出てくれば水中ポンプであったり、もろもろの平板の測量をする機器であったりとか、そんな感じの使用料でございます。これらにつきましては町では発掘調査ができませんので、県の教育庁文化財保護課あるいは埋蔵物文化センターという専門のところがありますので、そこの方々にお願いしてやってもらうというふうな形になると思います。実際に1,720万円ほどの予算は見ていますが、申請の段階で県と町との振り分けがちょっと決まらないところもあるので、総額的には変わらないと思いますが、県が負担する部分で減る部分も今後出てくる可能性はありますので、そういう状況でございます。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） では、最後に議案関係参考資料をお開きいただきましてご説明させていただきますが、議案関係参考資料の53ページでございます。

今年度に予定されている現段階での公共事業の概要でございます。53ページから56ページまで、それぞれ工事名、工事場所、工事内容、それから57・58・59についてはそれぞれ位置図でございますが、主な概算の事業費を申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず53ページでございますけれども、中段の6-2、田の浦漁港でございますけれども、事業費3億円以上でございます。それからその上の6-1、港漁港、これは2億円以上でございます。それから6-6、寄木漁港等については1億5,000万円から2億円未満でございますけれども、1億5,000万円から2億円未満の事業費については6-6、寄木漁港、その下の6-7、細浦漁港、1ヶい飛んで6-9、平磯漁港、以上の3港が1億5,000万円以上、2億円未満でございます。

次に1億円以上、1億5,000万円未満の事業の漁港でございますが6-3、石浜漁港、1ヶい飛んで6-5、館浜漁港、2ヶい飛んで6-8、清水漁港。次に54ページでございますが、上から4行目、6-15、寺浜漁港。それから2ページめくっていただきまして最終ページ、56ページでございます。下のほうの10番目、防災行政システムの漁港費、それから最下段になりますが14番水道排水管災害復旧工事、これが1億円以上、1億5,000万円未満でございます。

続きまして、5,000万円以上、1億円未満の工事でございます。53ページに戻っていただきまして、下段でございますが6-10、折立漁港、6-11、水戸辺漁港、この2港でございます。それから次のページ、54ページの上段二つでございますが6-12、滝浜漁港、6-13、藤浜漁港、これが5,000万円以上、1億円未満。それからもう1枚めくっていただきまして、55

ページの下段になりますが7-26、寄木橋外1橋、それから1けい飛んで7-28、西戸橋。それから56ページになりますが、9番の学校施設災害復旧工事、それから下段から2行目、3行目、12番、13番でございますが、12番の生涯学習館、それから13番の袖浜浄化センター、これらが5,000万円以上、1億円未満でございます。

それから3,000万円以上、5,000万円未満でございますが、53ページ、中段の6-4、稲渚漁港、それからもう1枚めくっていただきまして55ページ、中段でございますが7-22、西戸線外10路線。それから56ページの中段になります。8-10、坂本川外2河川、それからその下の8-11、大沢川外2河川でございます。

それから1,000万円以上、3,000万円未満の事業費ですが、53ページはございません。54ページ、上から3行目、6-14、長清水漁港、それから7-8から7-12まで。7-8の長清水線、7-9の浪板線、7-10、7-11、7-12、寄木線まで同じでございます。それから55ページ、上段の4路線でございます。7-15から7-18まで。7-15の細浦線、それから西戸線、石浜線、名足線。それから2けい飛んで7-21、旧港橋線。それから55ページ、中段になりますが7-23、相川線外7路線、1けい飛んで7-25、長清水線の橋梁。それから56ページ、8-3から8-5まで。8-3、南の沢川外から中山川、寄木川、この3件。1けい飛んで8-7から8-9まで。8-7蛇王川から阿曾川、宇津野川。それから56ページの下から3行目、11番でございますが消防車庫の災害復旧工事。

以上、それ以外については1,000万円以下ということでご理解をいただきたいと思います。主な概算事業費でございまして、これから補正等でまたさらに額が変更になるかと思いますが、当初予算時点での主な事業費を参考までに申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款災害復旧費から13款予備費までの質疑に入ります。質疑をどうぞ。三浦委員。

○三浦清人委員 136ページの報償費ですが、アドバイザー謝礼。その上の防災集団移転の用地の購入費ということで。そうしますとこれはもう土地の査定官が査定を終わったところなんですか。それともまだこれから。査定もしないで単価が出る、価格が出るということは、見通しというかこれまでの評価額でやったのかどうか。それで地目は何であるのか。それから坪当たり幾らぐらいになるのか。これは全部同じではないと思うんです。箇所が何カ所かあるので、どうなっているのか明細を。

それからアドバイザー謝礼、1,920万円のアドバイザーの謝礼ということになると、どんな

アドバイスを受けるのか。大変な方々なのかなと思っているんですが。このアドバイザーの方々は何人ぐらいなんです。何回ぐらい復興の計画策定会議に来られるのか。それから負担金で復興まちづくり協議会の補助金、これはアドバイザー絡みの協議会への謝礼金というか補助金という形になるのかどうなのか。あるいは別な団体、協議会をつくってそれに対する補助金なのか。であればその協議会の名簿、こういった方々がこの協議会委員になるのか。その際どういうふうな選出方法をするのか。

それからその下なんです、がけ地の危険な住宅の補助金で18億9,000万円。私が聞き間違えたのかどうなのかわかりませんが、対象の267戸に対する移転費の利子への補給みたいな話だったけれども、融資を受けてその利子への補助金という形、それが18億何ぼ。それは何ぼ借りるんですかね。大変な額でないですか。何%の利率になるのか。18億の利息という大変な額だと思いますけれども、その辺ちょっと。

○委員長（鈴木春光君） 復興課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず防災集団移転事業の公有財産購入費ですが、先ほど3.7ヘクタールということで現況地目も含めて地目は山林でございます。現在のところこれまでの町としての実績に応じた単価、平米当たり300円でとりあえずは頭出しをさせて交付金の決定を受けているということございまして、これまで定例会の中でもお話ししておりましたが、土地の鑑定については今月いっぱいで行う予定でございまして、その鑑定結果をもとに改めて単価設定を補正あるいは交付金の変更といったものに使用させていただくことになろうかと思っております。現在のところはこれまでの状況で、実績等を踏まえた単価で予算計上あるいは交付金の申請を計上させていただいたというところでございます。

あと4点目ですが、がけ地近接の関係でございまして、借入金に対する利息の補助ということで、この事業上、建物分としてのローンとして444万円、土地の購入分といたしまして206万円、それと敷地造成のローンに対して58万円という最大の上限額が制度として決まっております。今回はその制度の上限額で、交付金も予算もですが、所要額を計上させていただいております。戸数については267世帯ということで、12月に行いました意向調査の集計結果をもとに、全体を534戸という想定の中で、当該年度で初年度といたしまして半分の267戸分を予算計上させていただいております。実際に708万円という金額をどのような借り方をすればこの金額になるかということでございまして、利息が3%と仮定いたしまして30年ローンで5,000万円借りますと、ほぼこの708万円という金額になるようございまして。補助事業上、どこで1世帯当たりの額を見るかというのは非常に難しゅうございまして、全体の想定される最大の戸

数の半分ということで戸数は見ておりますが、単価的には最大値で見てもよろしいという国の指導もございましたので、その額で交付金等もあわせて見積もりをさせていただいたところがございます。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興に関するアドバイザーの部分とまちづくり協議会は基本的にはセット物でございまして、ただアドバイザーにつきましてはやはりそれぞれの復興のまちづくりの計画とか、あとは具体の例えばまちづくりのジオラマをつくったりというような形になるものですから、関東圏からそういう専門のコンサルの方を中心として講師としてお招きする内容になってございます。一応、予算的には今後の設立も含めまして8団体分の予算ということでございまして、1回当たりの旅費もございまして、報償費的、単価的には1回当たり5万円という予算で計上いたしております。

あと協議会でございますけれども、申しわけございませんが今、名簿等の持ち合わせはございません。完成しているというかも動いている協議会につきましては伊里前と戸倉地区、2団体が協議会として動いております。ただ名簿等は今持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） お諮りをいたします。

間もなく4時を報ぜんとしておりますけれども、議事の関係上、一般会計終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

三浦委員。お願いします。

○三浦清人委員 大体、従来の3人の単価でもって計上したということで、実際にはどうなるか、まだ変動があるということですから、平米当たり300円を出した。3.7ヘクタール。

それからアドバイザー謝礼、1,900万円ですよね。なじょにアドバイスを受けて1,900万円も出すんだかと思うのしゃ。なじょもねえ人だなと思っているんです、そのアドバイザーっていうのは。総理大臣クラスの人があるのかなと思ったり。総理大臣だってこんなにかかりやせん。何人なんですか、このアドバイザーの方というのは。謝礼ですから、謝礼。もう少し安くなんねのすか。安くなる人を頼まいねのかな。どこに、なじょな人だかわからないけれども、1,900万円も謝礼を出すというのはちょっと。

それから、まちづくり協議会もセット物ということで8団体に400万円。1団体当たり5万

円だということで、これだって5万円で8団体だと400万円になるんですか。50万円。1団体50万円だね。ここでもまた大した金額だね。大きいです。それで何回ぐらい協議会を開いてどのような成果を出すのか。委員の名簿はまだわからないというんだけど、これも大した人たちだね。関東圏から来るんですか、向こうのほうから来るんですか。優秀な方々でがすべ。1団体当たり何人ぐらいなんです。8団体ですけれども50万円ですから、大変な名前の方々が連ねるのでしょうか。

それから、がけの近接ですが5,000万円、30年間で3%だと708万円ということで、267件分で18億円ですか。なるほど。かなりの、まあ予想ですからね。これはやってみなければわかりませんが、最大限で予算計上という形になったと思います。わかりました。この件はいいです。

あとは最初のやつですね。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まずアドバイザーは民間のコンサルタント業者、これは建設コンサルがいろいろございますけれども、そういった方を招聘する内容でございますので、コンサル料が中身的には多うございます。したがって1回当たり5万円、これを8団体ということで、生まれれば毎週のように来ていただく場合がございますし、例えば2週に一遍という形もございます。

それとまちづくり協議会につきましては、これも8団体分で1団体当たり50万円でございます。会議費、資料の作成、あとは役員等の研修も一緒に含めておる内容でございますので、400万円という形で計上させていただきました。

財源につきましては基本的には復興交付金を用いますので、町の持ち出しはなしという形で進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 民間のコンサルタントに委託というかお願いするという、そうすると謝礼でなく委託料か何かでやったほうがいいのかなと思うんですけれども。専門家を頼むんでしょう。だから専門的なことも出てくるんでしょう。そうすると謝礼と語ると何か講師にお願いして、何かご意見をいただいて、それに対する謝礼ということになるから1,900万円も高いんでないかと思うのであって、その業務に対するということになると、一般的な委託をするというような出し方のほうがわかりやすいのかなと思うんです。謝礼ということになるから、かなりの方が来るのかなという感じになる。そうすると民間のコンサルタントが何か、そこでアドバイザ

一だからアドバイスだけなのか、コンサルだからいろんな図面なんかもかいて出すのかどうなのか。その辺の業務の内容がちょっと見えませんので、その辺わかる範囲でいいから。1,900万円が納得できるような説明をしてほしいということです。要は謝礼だからね。

それから復興まちづくりもこれにセットになるから、これも8団体で1人当たり5万円と50万円ということになるということですが、これも同じことだね。セットの質問だけれども。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 説明が不十分で大変申しわけございませんでした。

まず、復興まちづくり協議会につきましては地域の方々それぞれのコミュニティー組織、高台へ移転するセット物の組織がございますので、地域の行政区の皆さんでつくっていただく組織になります。そこでの会議にアドバイザーとして入っていただいて、それぞれの高台移転でのまちづくりの計画づくりのサポートとか、あとは実際に図面をつくっていただいたものを示していただいて説明をしていただく、とかという形でアドバイザーの方に入ってもらう形になります。したがって中身的には委託のような形態にもなろうかと思えますけれども、基本は講師として来ていただいて、いろいろまちづくり協議会の運営等のサポートもしていただくといった内容でございますので、今回は報償費として一応計上させていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 サポートで1,900万円ですか。結構な値段だね。この民間のコンサルとかというのは、大体どこの地域に行ってもアドバイスする文言というのは決まっているのさ。何というかテイタというかマニュアル、それが大体決まっているの。よく各市町村で開発するから都市計画とか何かでいろいろとコンサルタントに図面とか文言をつくってもらうんだけど、全国的に大体のマニュアルができています。その地名が変わっているぐらいなもので。あるいは人口とか、そのぐらいが変わっているだけで大体似たようなものです。だからもう少し安くしてもらえないべかね。大体決まっているから、もう今できていますよ。それでこういう質問が来たらこういう話をしますと。

むしろそういった方々よりも、これは国の補助金のひもつきというか、わかるんです。国がこういう予算があると、南三陸町はこのコンサルタントだということで、ねっぺっこつけられてくるのしゃ。だから何とも言えませんけれども、それにしても高いなと思うんです。国の制度だから仕方ないと思って。ただ、一言言っておかなくてはならない。何もかにもいいというわけにはいかないから。これは皆さんに言うんでないんだよ、国のシステムに対する一つの文句だと思って聞いてほしい。こういうことは余りよくない。言ったって仕方がないけれども。だ

からそういうことであるから、町の財源でないとは言いますけれども、いずれにせよ余り経費のかからないように、少しまけてくれないかぐらいは語ってけらいんやと思います。

以上です。

○委員長（鈴木春光君） 次。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 136ページ、ただいま説明をいただきました復興費の中の1目防災集団移転促進事業費ということで、先ほど推進課長からご説明をいただきましたが、高台移転を見込んでということで3地区の面積を説明していただきました。これに関連がございますので、私は上下水道の件でお伺いしようと思ったんですが、この中で質問をさせていただきたいと思いません。

といいますのは、この集団移転とあわせて個別移転と特別委員会等での説明をいただいた中で私も質問をいたしました。個別移転を考えておられる方々は水道の本管からかなりの距離を要する箇所があるということで、そのお答えはなかなか補助がないという答えでありました。そこです。歌津地区の町向の第2水源がございましたね。課長も震災に遭った町向です。そのポンプ小屋、水源地から伊里前橋までおよそ100メートルちょっとあるかと思います。その水源地の被災に遭った場所を私も確認したんですが、そのちょっとむき出しになっている本管がございます。これを例えば今申し上げた個別の移転を考えている方々への救済ではございませんが、この管を有効活用はできないものかどうかお伺いしたいと思います。難しいでしょうか。見たことないでしょう。あのわずかの三、四十センチの土に、震災後ですから多分洗われたと思うんですけれども、これは聞けば処分をするということで、大変もったいないんじゃないかなということでお伺いをしました。

それからもう1点であります。復興ということで、大枠で町長は施政方針の中で復興元年と位置づけてこれから進むという新年度予算を計上されました。さて、私はこの1点だけお伺いしたいと思います。復興元年というものがこれからスタートするわけですが、防災庁舎はいつ解体されるのか。この1点をお伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 今のご質問は町向にあります第2水源のほうから西光寺様に行く送水管の関係かと思いますが、河川の許可を得まして浅埋で60センチの深度で埋めた管でございますが、その後、施設も排水管も津波によって盛り土そのものも流失したわけで、それで多分露出しているわけでございますけれども、その配管を利用できないかということなんでしょうか。利用はできますけれども、第2水源そのものが数年前から塩分濃度が相当

上がりまして休止しているような状態になります。私も水道のほうにかわった際に聞きましたら、それで休止ということで今、第2水源は使用していないようです。

以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 防災庁舎の解体でございますけれども、実は県のほうに委託しております、戸倉のほうに二次仮置きも計画して始まる予定で、この間、業者のほうがこちらに来て解体する公共施設、民間施設もRCと鉄骨があるんですけれども、その現地を案内してそれでどこからどう解体するか。これは二次仮置きを受け入れがどの時期になってどういうものから受け入れていくかということにかかわってくると思いますので、4月になったら解体の方向性というものがそちらの企業体のほうから一定こういう形でこの時期に進めたいというものが出てくる予定でございます。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 その管は水道水の事項の際にも第2水源の件を伺ったんですけれども、塩分はわかるんです。むき出しになって伊里前橋までそのあれが見えるんですけれども、およそ100メートルあるんです。こんなになつたのでないですよ。ちょっと露出して土が60センチですか、それがこの津波でちょっと洗われてまた浅くなっているはずなんですけれども、この管を取り外して、例えば高台に移転したいと、個別で。その方々の負担を軽減するのに活用できないかと。そこを外して本管からまた本管、増設した方法で軽減する方法もいいんじゃないかということでお伺いしたんです。聞けばこの管も処分をするというようなお話を耳にしておりますので、そういうことで伺っているんです。わかりましたか。そのまま使うというんじゃないです。それを一時外して、希望している方々へ提供してはどうかという私の思いです。有効活用。

それから今の解体、4月に業者にとということ。実は、先ほどの写真の件でも話しましたけれども、この彼岸に入りまして、いかに足を運んで家族の皆さん、この彼岸に入ってまた多くの全国の方々がおいでになって手を合わせています。手を合わせるのはいいんだけれども、ありがたいんだけれども、その異常の姿、どんなことをしていたかわからないけれども、それを目にしていたということで情けないという親の気持ちというのか、いつ解体するんだという声があったんです。その気持ちってわかるでしょう。4月とかじゃなくて、もう民間の残っているところも十分わかっていますけれども、第一にこの防災庁舎をすぐ解体に向けてほしいという遺族の、亡くなられた職員の親心というものを察して、早急に私はとり進めてほしいと思いま

す。残す、残さない。残さないということで解体に移行したわけですがけれども。課長にその点をお願いしたいと思います。

もう一度、水道の第2水源の活用ということができないものかどうか。

○委員長（鈴木春光君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） その送水管を利活用できないかということでございますけれども、これは県の河川課のほうとも協議しまして、あの場所もL2ということで8.5メートルぐらい河川の部分がかさ上げになるような話をこの間していましたので、それらも踏まえまして現在入っている水道管の処分をどのようにするかを協議しまして、その後の河川整備もいろいろと県のほうと協議しまして、撤去しなければならないものか、撤去すれば掘ったところをまた埋め戻ししなくちゃならないものですから、堤防の管理ということでございますので、それらもちょっと県のほうと協議しまして、その協議の結果を後日、ご連絡いたしますので、それによって利活用できるかどうかということのご返答をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 県のプロポーザルの中で、防災庁舎も公共施設の解体の中に入っております。あとは受け入れの時期といいますか、その辺は早急に業者のほうで決まると思っていますので、そういうところを今お話しいただいたこともいろいろお話ししながら、できるだけ4月になれば解体の時期というものをきちんと明確にできるように今後調整していきたいと思っております。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 県のほうの撤去、これは所長から見て使えないことはないはずですよ。100メートルからあるはずですよ。多分、私が言わなくても歌津地区の件は十分把握していると思っておりますので、でき得る限りそのような希望している方々すべてとはいかないまでも、負担軽減がされるのではないかとということで伺いたしたわけでありまして、でき得る可能な範囲で有効活用に充てていただきたいと。後日報告ということですので、その報告をお待ちしています。

それから、その件はわかりましたけれども一言、早く解体しなさい。この一言を申し添えて私の質問を終わります。

○委員長（鈴木春光君） 次に。高橋委員。

○高橋兼次委員 では2点ほど。

消防車庫は仮設なんですよ、19カ所。仮設だから余り吟味したものではないと思っております。

が、どんな車庫なのか。そして本設の車庫まで持っていくにはどのようなこれからの計画があるのか。

それから、135ページの地域復興費の13節委託料、災害検証業務等の委託というようなことで1,500万円ほどを考えているわけですが、この災害の検証というのはどこに委託するのか。そしてまたどの程度の検証をするのか。その2点をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、第1点目の133ページの消防の車庫の復旧の件で回答申し上げます。仮設の車庫でございまして、4.5メートル掛ける5.9メートルで軽量鉄骨造りというふうなことで、シートで覆うというふうな一般的なこの辺に最近仮設であるような、そういった形態の車庫で復旧するというふうなことで考えてございます。これは仮復旧でございまして、防災集団移転事業とかその辺の枠組みが決まった段階で、その辺の本設に関しましては復旧の状況をお話ししながら随時対応していきたいというふうなことで、それは枠組みも含めましてポンプ車と車庫ということでセットで考えてまいりたいというふうなことで考えてございます。

それから第2点目のご質問の、135ページの上段の災害の検証というふうなことで1,500万円が計上になってはいますが、この件に関しましては東日本大震災で大分被害を受けまして、現状の地域防災計画が現状にそぐわないものになってございます。それで消防団の枠組みも違いますし、それから避難場所も皆さん違っているというふうなことで、避難場所も被害を受けて消防団の枠組みも違っているというふうなこと、さらに原発の避難等の問題もございしますので、総体的にこの地域防災計画を見直ししなきゃいけないということが差し当たりの重要な検討項目ということで、検証ということで記載をしてございますけれども、今の段階でどこへというふうなことは、まだ業者は決定してございません。新年度になりまして業者を検討したいと思っておりますけれども、検証の内容につきましてもかかわった皆さんのご意見なり体験も参考にしながら検討してまいりたい。これから検討するというふうなことで考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 この車庫についてですが、シートであれば余り長もちはないのかなと思うんですが。この車庫について、従来の地域ごとに車庫を見て回りますと、ただ消防車を入れていただけみたいな、そのような内容の車庫になっているんですが、今後本設する場合には、消防団の活動というものは広範囲に広がっているわけでございますので、やはり車庫は車を入れるところだから別に余計なものは要らないんだろうけれども、いろいろミーティングする場とか

教育する場とか、そういうものも併設した車庫のあり方が今後好ましいのかなど。さらに情報伝達機能とか、もう少しグレードアップしたような車庫をこれからは考えていくべきであろうと思います。そのような方向で進めてもらいたい。

それから災害の検証ですが、防災計画のたたき台みたいな感じだなと思って今聞いたんですけども。やはりこれだけの被害を受けたわけですから、そういう限定したようなことだけではなくて、もっと強いて言えば職員が大勢亡くなってございますので、その辺あたりまで検証すべきであろうと思っていますので、二度とこのような被害を起こさないための検証になるように、ひとつ中身を濃くしていただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、1点目の車庫の件でございますけれども、ことしは大分寒くて降雪も多うございました。その関係で消防自動車の円滑な消火作業なり緊急活動ができるために覆いが必要だろうというふうなことで、仮に復旧するものでございます。今後につきましては屯所等の位置づけ的なものも含めまして、十分に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから災害の検証につきましても、委員のおっしゃるとおり検証は非常に大切なことでございます。以前に想定した宮城県沖地震とか津波をどの対象にするのかということも含めまして、十分に検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 私も135ページの災害検証、前にも私が質問をいたしたような記憶をいたしております。今、課長が説明した内容も必要でしょう。前者が質問したこと、それは今後の震災マニュアル、それらを作成するための検証、それも必要でしょう。それだけじゃなくて、私は前にも申し上げて町長から答弁をいただいておりますが、これは町長の答弁です。町長がさっき言ったんです。南三陸町の職員の殉職の会、家族会、ここのなにに対しての検証はこれからこういうマニュアルをつくるからという検証じゃないと思います。家族会は、災害防災庁舎で多くの職員が犠牲になりました、それらの検証を言っているんです。それらの検証を求めているのかなと思います。そしてそれらのことについて、やっぱり検証する必要があるということと質問をしたし、そういうことの答弁であったらうかと思いますが、また言った、言わないになると困りますから一応言うわけですけども、町長はどういう考えでいるか。今、課長の話したもので、庁舎のあれだけ多くの職員が犠牲になった、その検証こそが必要だろうと。またこれ以上語るとうまくありませんから、後は言いませんので、誠意ある答弁を町長に

求めたい。

それから131ページの復旧費、これは国・県支出でしょう。それで復旧のための予算だと思います。いろんな工事が掲げられております。特に131ページの15節の19億8,200万円。もろもろの工事が先ほど総務課長から説明があった内容だと思います。それでこれだけの膨大な工事を果たして地元業者だけでやれるのかどうか。工事の進め方をいかように考えているのか。大変な工事なので地元業者だけでは到底できないのではないかと思います、その辺どのような進め方をしようとしたしているのか。その辺が1点、二つ目です。

それから12款復興費、これは恐らくこの間の第1次復興交付金の55億円。本町では見事に全額認められた、このものだろうと思いますが、その中で136ページの13節の29億4,000万円。今いろいろと質問もあり説明もされましたが、この進め方も果たして、URといったか、土地再生機構に委託するんだということですが、土地などはどういうふうにするのか。町ではそれを求めるんじゃなくて、すべてがURで進めようとするのか。その辺があいまいでありますので、どういう考えを持っているのかお願いします。

それからがけ地の関係、19節。267世帯。がけ地というとは私のみ込みが悪いので、どういうことを言っているんだろうなと思って。皆さんはわかるんだろうと思います。私はちょっと覚えが悪いので、どのような内容なのか。がけ地近接、まずもってその説明を。利子補給をするんだということですが、この4点をまずもってご答弁をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目でございますが、これは前にも阿部委員にもお話ししておりますように、今回、当町におきましては職員を含め800名前後のとうとい犠牲が出たということでございます。そういった問題を含まして検証させていただくということでございますので、改めて私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） それでは、2点目の工事の進め方についてのご質問でございますけれども、ご指摘のように大変膨大な事業でございます、当特別委員会の中でもこれまでもそういうようなお話をいただいております。当時、建設課長もお答えをしておるんでございますけれども、町内の業者だけでは到底なかなかこの種のものにすべて対応できるということについては、残念ながら不可能だろうというふうに考えております。それで先日も新聞にちょっと出ておりましたけれども、本町だけではなくて今回の被災市町村が一斉にこういった復興事業が始まるということで、当面は受注環境について国交省も大変懸念をしているということでご

ざいまして、実は新しい制度で復興J Vということで、一般的なJ Vを組む場合と違いました、今回はある特別の条件をつけて復興J Vという制度でこういった事業を円滑に進めようということで、新しい制度ができるように国交省のほうからも制度がつくられてございます。

簡単に説明いたしますと、ゼネコンと2社か3社の組み合わせで、当然地元の業者を必ず1社入れるということで、ゼネコンとそういう組み合わせの中でJ Vをつくって、それで先日、建設課長がお話ししたようにロットといいますか、一つ一つの小さな事業を発注するんじゃなくて、大きい固まりにしてやると。例えば同じような漁港を三つなら三つ、近隣のものを一つの事業という形で発注をしていく。そういうことによって技術者の配置も円滑にいく。そういうような仕組みを今、検討しているようでございますし、当然、本町もこれをご決定いただいて、いよいよ具体化するに当たりましてはそういうような発注環境といいますか、そういう制度も有効に活用しながら、もちろん地元の業者の協力も最大限いただきながら、かつ事業が円滑に進むような体制を検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 3点目の防災集団移転事業の委託料とUR都市機構とのかかわりというご質問でございますが、防災集団移転事業につきましてはURとのかかわりという部分では現在のところ考えてございません。URが本町で担っていただきたいという部分は災害公営住宅の建設の部分でございます、その際、土地については町のほうで公営住宅分の土地の取得も行うという内訳で現在、取り組もうとしております。その関係で資料の予算書の9ページになりますが、債務負担行為の中で災害公営住宅建設事業ということで、150戸を見込んでURから買い取りするという中身で現在考えてございます。公営住宅の土地取得につきましては、今後、補正予算等で土地が明らかになった上で計上をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、四つ目のがけ地近接等危険住宅移転事業ということで、そもそも名称から今回の津波災害という部分からは非常に私どもも違和感がございます。この制度はもともとがけ崩れとか土石流、地滑りの危険性がある住宅を移転するための事業という中の仕組みで運用をされてきた経緯がございますが、その中に津波、高潮といった危険から住民の生命の安全を確保するためという部分も、実はこの中にはこれまでもございました。国のほうではこのがけ地近接等という事業名称そのままの中で、今回の個人で移転する場合の費用負担の一部、ローンを借りて土地を買う、あるいは住宅を建てるといった際の借入金に対しての助成を行うという事業を、今回の津波においても転用して行っていくということで事業を示されているものでござい

ます。事業適用には災害危険区域の設定という部分がございます、そういったものも今後、町のほうで条例案件となりますので、提出をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 最後の答弁から再質問をしたいと思います、がけ地はがけ崩れ、それらの危険性のある箇所、今恐らくがけ地に建っていて建物の1階ぐらいが浸水いたしまして、1階から2階の畳ぐらいまで上がった。そんな感じでそのままに残している、残っている家がそっちこっちに見受けられます。それらは持ち主の方もどうしたらいいんだろうといろいろ考えている状態であります。できるのであれば、そのままこの場所で修繕をして入りたいんだというような考えを持っている人もそれなりにおるようではありますが、そういう危険区域にそのような内容である、現在建っている、無くなったところはもちろんでありますが、その方々をどのような位置づけをしていくのか。解体をするといっても大変金がかかります。解体費はだれが出すのか。お金を借りるのは30年分の利息で当然、債務負担行為でもやるんでしょう。その辺どういう考えを持っているのか。そこにいたいんだと、私はがけ地だけれどもここに住みたいんだという人もおります。それらをどのように決めつけるのか。その辺の考え方についてお伺いをいたします。

それから、工事の進め方。前にも聞いたような記憶がありますが、JVでやるんだと。この東日本大震災はとんでもない工事量であります。果たしてゼネコンも回りたてるのかなと思う面がありますけれども、その辺は必ず地元業者から1社が入ってあとはゼネコンにやってもらうということですが、それらが計画どおりに進めることができるものなのかどうか。その防災集団意見、URがやるのは公営住宅だけなんだというようなことですが、そうすると土地は町のほうで求めて、建物だけということなのかどうか。それから今年じゅうにどこか、公営住宅でなくて着手できるのかどうか。高台移転の工事がです。この南三陸町はどこもかしこもまともって着手できるかということで、国では大したものだということで満額見てくれたと思います。見てもらって、これを使いかねては大変なことになりますので、復興庁への申請どおりに工事が進められるのか。間違いなく進むのかどうか、この辺が懸念されますがいかなものか。それらの質問に答弁をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ご指摘の部分、今回の津波の浸水域の縁の部分の方かと思います。1階が被災した。修繕してそこに住もうか、あるいは移転しようかと悩んでいる方に対してのフォローということだと思います。まさに災害危険区域を設定する際に、地域海岸ご

との防潮堤の高さとか8.7メートルであるとか、そういったものを整備した上で町としては津波のシミュレーションを行っております。それを示した中で、一つの基準として浸水深が2メートル以下であるとか、あるいは2メートル以下であって、それでも1階が津波で被災したのは嫌だとか、そういった個別の個々の考え方をお伺い、あるいは調査した上で設定をしていきたいというふうに思いますし、そういった迷いの中で住宅が残っている部分につきましては、先ほど説明が漏れましたが、先ほど1世帯当たり708万円というものが借入額に対する利子助成ということですが、そういった家が残った方につきましては限度として1戸当たり78万円の序却費というものも補助として認められておりますので、そういった中で町の瓦れき撤去あるいは解体作業にどうしても追いつかなかった方は、そういったこの事業でフォローをしていきたいというふうに考えております。

それと2点目の防災集団移転事業が予定どおり進むのかという部分ですが、まず工事の関係につきましては今回、公有財産購入費として掲げております寄木、葦の浜、藤浜、これらについては年度内に着手できるものと思っております。一定の用地交渉、交渉ということではないんですが、地権者にもご説明を申し上げておまして、ある程度ご理解をいただいているものと思っております。ただ、まだ単価を示している状況ではございませんので、今後土地の単価を示した上で正式な用地交渉をしたいと考えております。今の状況ではこの地区については必ず工事着手は可能だというふうに考えておりますし、29億もの委託料の部分も地域の合意形成次第という部分はございますけれども、当然、年度内には全地区は一定の実設計画までは終了させたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 工事の進め方について、ゼネコン等々のご説明をしましたがけれども、それでも大丈夫かというご懸念をいただいておりますけれども、私どもも正直、懸念感を持っております。いずれこういうものが具体化してまいりましたら、その過程において地元の業界等ともいろいろお話をしてみたいというふうに思いますし、先日、及川委員からも官が先行することによって民の復興に影響が出ないのかと。民の復興も急がなきゃない、そのことによって業界がなかなかそちらの環境が整わないのでは、これもまた問題になるわけでございますので、そういった調整をしっかりとりながら、それからなお復興JVという形は一つの制度で、そういうものも上手に使いながら、それから従前の発注の仕方も含めて円滑に進むように、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、10款災害復旧費から13款予備費の質疑を終わります。

以上で歳出に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

お諮りをいたします。

本日は議事の関係上、これにて閉会することとし、23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて閉会することとし、23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって閉会といたします。

午後4時48分 閉会